

第百二十回 参議院商工委員会會議録第六号

平成三年四月十六日(火曜日)
午後一時五十三分開会

委員の異動

四月十五日
辞任 庄司 中君
補欠選任 野別 隆俊君

四月十六日
辞任 野別 隆俊君
補欠選任 庄司 中君

出席者は左のとおり。

委員長 名尾 良孝君
理事 斎藤 文夫君
前田 勲男君
井上 計君

委員 岩本 政光君
大木 浩君
合馬 敬君
藤井 孝男君
向山 一人君
山口 光一君
穂山 篤君
庄司 中君
谷畑 孝君
浜本 万三君
吉田 達男君
三木 忠雄君
市川 正一君
池田 治君
中尾 栄一君

通商産業大臣 中尾 栄一君

国務大臣 (内閣官房長官) 坂本三十次君

政府委員

公正取引委員会 委員長	梅澤 節男君
公正取引委員会 事務局長	植木 邦之君
公正取引委員会 事務局長	柴田 章平君
公正取引委員会 事務局長	合田宏四郎君
通商産業大臣官房審議官	岡松壯三郎君
通商産業省立地公害局長	内藤 正久君
通商産業省基礎産業局長	山本 幸助君
通商産業省機械情報産業局長	南学 政明君
通商産業省生活産業局長	小野 博行君
常任委員会専門員	木下 博夫君
建設省建設経済局建設課長	

説明員

建設省建設経済局建設課長 木下 博夫君

本日の会議に付した案件

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○再生資源の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(名尾良孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十五日、庄司中君が委員を辞任され、その補欠として野別隆俊君が選任されました。

○委員長(名尾良孝君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。坂本内閣官房長官。

○国務大臣(坂本三十次君) ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持、促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を図るものであります。政府は、国民生活を一層充実し、我が国経済を国際的に開かれたものとするため、独占禁止法違反行為に対する抑止力の強化を図ることを重要課題の一つと位置づけております。

その一環として独占禁止法で禁止されている不当な取引制限等に対して課せられる課徴金を強化することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課徴金額は、売上額に一定の率を乗じて算定することとしておりますが、この率を現行法の原則一・五%から原則六%に引き上げ、小売業と卸売業についても、それぞれ二%、一%に引き上げることとしております。また、企業規模の小さい事業者に対しては、別に率を設定することとしております。

第二に、課徴金の算定の基礎となる実行期間については、現行法では特に限定がありませんが、法律関係の社会的安定等を図る観点から、三年を限度とすることとしております。

第三に、現行法では課徴金の額が二十万円未満の場合には納付を命じることができないとされておりましたが、この額について、経済実態の変化等を踏まえ、五十万円に引き上げることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うことといたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、再生資源の利用の促進に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷畑孝君 それでは、ただいまより割り当てられた時間におきまして、再生資源化促進法案につきまして幾つか質問していきたいと思っております。

この再生資源化促進法案の審議に当たりまして、まず初めに、現在の時代認識が非常に大切だと思っております。特に、あと九年で二十一世紀になるといふ今日の中で、子供や孫たちにどのような自然と環境を残していくのか。また、地球の生態系の維持、そして限りある資源の保護が非常に重要だと思っております。今多くの地域で市民がリサイクル運動に取り組むを始めておりますし、その背景にもやはり地球環境の保護という関心が大きくなってきた。そういうことの中で、このリサイクル運動というものが大きなボランティア活動としても活発になってきておる、このように思っております。

その中で、地球の温暖化の問題とか、あるいは

はフロンガスなどによるオゾン層の破壊、こういうことも過日の商工委員会議論をしたところでございます。また、私ももう一つ観念の中で、今日地球そのものの自身が森林の伐採によって砂漠化が進んだり、あるいは酸性雨が大きくなってきたり、あるいは森林の破壊によって大洪水を起すという、そういうようなことで、今日地球の環境保全ということが大きなテーマになっておると思うわけであります。

そこで、特に日本は、世界の陸地面積の〇・二八％という非常に世界の中から見ますとわずかな日本の領土、土地、こういうことでありますけれども、しかしどういいますか、世界の資源というものを輸入していることにつきましては、これはもうGNPが世界で第二位でありますし、あるいはまた世界の資源貿易総額の四分の一に当たつておる、こういうことであります。約十七億トンを毎年輸入し、加工貿易しておる。こういうことから見ますと、今回の法案におきましてそういう地球的環境保護といふことが、そういう観点からいうのは非常に大事な時期にあるのじゃないか、そういうことを私自身が痛感しておるところでございます。

そこで、中尾通産大臣にお聞きしたいんですが、こうした地球環境の保護の緊急性と貿易立国日本の責任について、今回の再生資源促進法案の中ではどのような位置づけをされておるのか、法律第一条の立法目的とこの法案の成立後の効果について、通産大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中尾栄一君) 近年の経済ないし社会状況というものを見ますと、国民経済の発展や消費生活の多様化あるいはまたライフスタイルの変化に伴いまして、再生資源の発生量が極めて増加しており、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にあるということは、ただいま委員御指摘のとおりでございますが、このような状況を放置することは資源の大きな損失であるとともに、廃棄物の発生を増加させ、環境の悪化を招くことにもなりかねないこともまた論をまたない

ところでございます。

通産省としましては、従来からも省資源、省エネルギーを実施しながら国民生活の向上を図るために各般の諸施策を講じてきたところではございますが、昨年末に産業構造審議会からいただきました答申に示されたように、再生資源化を一層強力に推進していくことが緊急の課題となつてきていると認識をしております。

このような認識のもとに、今般再生資源の利用の促進に関する法律案の提出を行つておると御考量賜りたいと思つております。この法律に定める諸措置による再生資源の利用を促進し資源の有効利用を図ることは、環境の保全に大いに資することとなると考えておる次第でございます。

以上でございます。

○谷畑孝君 この第一条の立法目的の中に、先ほど私が言いましたように、地球環境保護という認識をいまして、そういう観点に立つならば、「国民経済の健全な発展」という表現の中に、地球環境の保全が含まれるということをやばりきちつと明確にしていくことが非常に大事じゃないか、このように思つておるわけであります。

と申しますのは、後ほど条文なり条文を審議していくわけですが、そのときにおいても必ずその点について出てくるわけであります。例えば、有用であるとかあるいは科学技術の発展の度合いだとか、そういうことの枠組みをはめられた中における再生資源化という、そういうところが各条項に出てくるものから、この第一条の立法目的については、そういう地球環境保護という点といふものはきちつと押さえられるのかどうか、その点ひとつ、政府委員の方で結構です。お答えをしたいと思います。

○政府委員(岡松三郎君) この法律におきましては、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を規定しているわけでございますが、資源の有効な利用を確保することに加えまして環境の保全に資することと明確に目的の一つに規定しているわけでございます。これは第一条に、「資源の

有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資する」というふうに書いてあるわけでございまして、こうすることによりまして「国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする」ということでございまして、このような形でこの健全な発展というのを究極の目的と位置づけておるわけでございまして、この中にこの前段にございまして「環境の保全に資する」ということも含まれておるというところでございまして。

○谷畑孝君 そのほか、午前中も連合審査の中で私どもの同僚委員もこの点については時間を割いて議論しておるわけでありますけれども、もう一度私から申し上げても、「国民経済の健全な発展」という表現の中に、地球環境の保全が含まれるという答弁でございまして、私も、私どもやはり日本経済の世界への影響力や今後の国際貢献を考えた場合、この法案の目的として地球環境の保護を明確にすべきだということだけ私自身として申し上げておきたい、このように実は思っています。

次に、特に今回の法案は廃掃法との関係、リサイクルという、これも連合審査の中で再三言われてきたんですけれども、私もその立場で質問していきたいと思つてます。

私は、ぜひひとつ地球環境保護基本法といううなもの、例えば土地で言えば、土地の高騰によりまして国土庁が中心になりまして土地基本法というものが割と大きな委員会議論がされた経過があります。それと同じように、今回のこの再生資源化法案もとりわけ廃掃法の改正の問題ともリサイクルをさせたような基本法的な議論が必要じゃないか。特にこのあたりは環境庁などがきちつと位置づけされた中で進めていくのが非常に大事なことじゃないか、このように思つております。

と申しますのは、やはり今日の大量生産あるいは大量消費あるいは大量廃棄という、そういうサイクルそのものを根本的に省資源、省エネルギーの循環型社会システムに変革をしていくという、そういう一つ一つの大きなきっかけでございますか

ら、そういう点の大きな考え方の発想もさうだし、システムもさうだし、そういうようなシステム転換が必要だ、そういうことなので基本法的なものが必要じゃないか、こういうふうにも思つておるわけであります。

そこで、再度中尾通産大臣に、地球環境保護とリサイクルのための基本法の必要性、また廃棄物処理法と再生資源化法案のリンクと一括審議について、その点について通産大臣として、どのように考えておられるか、そのリンクの問題についてどのようにお考えをされておられるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(中尾栄一君) 再生資源利用促進法案と廃棄物処理法改正案とは、それぞれ独自の目的及び役割を有しております。それぞれの役割分担のもとに廃棄物処理あるいはまた再生資源化への対応を図るものでございます。このうち再生資源利用促進法案は、まず第一に再生資源の利用の促進の基本方針、第二点として事業者、消費者、国、地方公共団体の幅広い協力を要請する部分、あるいはまた、第三点として事業者の努力を最大限引き出すための規定等から成り立っております。でございます。これらの諸規定は再生資源の利用を促進する上で必要かつ十分な規定であると考えておる次第でございます。本法案が成立し適切な運用がなされれば、全体を束ねた基本法を制定する必要性には乏しいものと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○谷畑孝君 いずれにしても、この法案の審議に当たつては地球環境保護の観点から非常に大切だと私は思つておるわけであります。生産、流通、消費という物の流れを回収、分別、再生、処理という観点からとらえ直すことが非常に重要だということだけ申し上げておきたいと思つてます。

それでは、本法案に入つていきたいと思います。この法案の二条で、再生資源、それから特定業種、第一種指定製品、第二種指定製品、副産物という用語の定義をしておるわけでありますけれども

例えば、厚生省の廃棄物の法律では、お金を支

○委員長(名尾良孝君) この際、委員の異動につ

水準が上がってまいりますと、従来は廃棄物として処理をされておったものが再生資源として有効

用であるか有用でないかという点につきましては、当該物質の原材料としての先生御指摘になり

ました利用技術があるかないか、利用技術の状況とか、それから市場で競争いたしておりますから、当該物質が同様の性能を持つ他の類似物質との競合の状況でございまして、それから使われるのは消費者でございまして、消費者の意識なり価値観等、さまざまな経済的な条件によって有用であるか有用でないかというものは、時によって変化をしておりますので、この法律の運用に当たりますと、その物質を製造し加工し販売をしております事業の所管官庁がこのような状況につきまして常時情報を集めて、適切にチェックをしながら弾力的かつ柔軟に対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○谷畑孝君 それでは、次に進んでいきたいと思っております。

第二条の第二項では、特定業種について次のように定義をしております。「特定業種」とは、再生資源を利用することが、技術的に可能であり、経済的に可能であり、「当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの」を「再生資源の種別」に政令で定め、その業種を定めるとしてあります。

ここで、通産省に聞きたいんですが、「経済的に可能」というのは、原料として経済的に採算が合うことを意味しておりますのか。この場合の採算とは、企業内部での原料コストの採算性だけでなく、再生されずに廃棄物となったときの処理費や、環境保護に必要な社会的費用も含めた国民経済としての経済性を考えに入れるべきだと思いますけれども、通産省の解釈はどうですか。そのあたりお聞きしたいと思います。

○政府委員(岡松三郎君) 今、御指摘になりました法律の第二条第二項の規定は、特定業種を政令で指定いたしまして、再生資源の利用を促進するということでございますが、これは先ほどもお答え申し上げましたように、経済原則だけにゆだねておりましたのは十分な再生資源化が進みませんので、法律によってより強力に再生資源の利用を促進しようという趣旨からの規定でござい

ます。しかしながら、経済的におよそ不可能なものをまで行おうということとはまた現実性がないわけでありまして、仮にやったらしても長続きがしなく、また実効が上らないわけでございますので、政令指定要件として、再生資源を利用することが経済的に可能であるという旨が規定をされているわけでございます。

したがって、特定業種の指定に当たりましては、法目的にありまして「資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資する」旨の規定を踏まえて、本来の経済原則に合致する範囲だけに限定いたします。事業者の相当な努力によって初めて可能になるようなものも含めて法の対象として措置を講じて、廃棄物の発生抑制なり環境の保全に資するということもございまして。

○谷畑孝君 今のお答えの中でおっしゃっていただきましたように、常に経済的に可能であるということと、それと同時に、経済的に可能でなくとも再生資源化をしないかなやならぬ、子孫のために残していかなやならぬというところの、二つの矛盾したといましようか、二つのことを同時に今おっしゃっているわけでありまして、私どもももちろんその点については当然そうだろうと思っております。全く経済を抜きにしてもこれまたサイクルシステムというのは成り立たないと思えますし、もちろんそのためにまた技術等を含めて開発しながら、そういう市場ベースにも乗っていくような努力も必要だと思っております。

私は、あえて質問事項にして取り上げておるのは、にもかかわらず、やはり将来子孫に残していくかなやならぬ資源というものを、さらに枠組みを大きくしていくために、もっと広範な形の特定業種を広げていくといましようか、そういう考えも必要だと思っております。そこで通産省として、業種や品目の指定に当たっては、環境保護の緊急性や資源の有限性を考

えに入れ、できる限り広い範囲で指定することが必要だと考えているわけでありまして、できる限り広い範囲で指定することが必要だと考えるかどうか。また、科学技術の急速な進展に対応して、定期的に再生資源化の技術と経済コストを調査し、対象品目や業種の拡大をさらに図っていく考えがあるのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○政府委員(岡松三郎君) ただいま御質問いただきました点でございますが、本法の指定に当たりますのは本法の目的に沿いまして、再生資源の利用を促進するという目的にかなう限りでございまして、その際に、技術の進歩を織り込みながら対処していく、あるいはコストも勘案しながら対処していくということでも対応してまいりたいというふうに考えております次第でございます。

○谷畑孝君 それでは次に、基本方針について幾つかお伺いをしたいと思います。

第三条では、再生資源の利用の促進に関する基本方針として三つの点が定められております。一つは再生資源の種別ごとの利用の目標、二つ目は再生資源の利用促進の意義に関する知識の普及に係る事項、三つ目がその他再生資源の利用の促進に関する事項、この三つが定められておるわけでありまして、この三つが定められているため判断基準として、「再生資源の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定める」、このようにしております。

そこで質問でございますが、方針策定の判断基準として、「再生資源の利用に関する技術水準その他」と書いてありますが、「その他」とは何を意味しておられるのか。地球環境保護の緊急性やごみ減量の必要性といった観点は、この基本方針の中でどのように盛り込まれているのか。再生資源の利用目標については、将来の技術革新も考慮に入れて、できる限り高目に誘導することが必要ではないのかということについてお聞きしたいと思います。これも一番最初の目的のところの議論を

したところとかかわることではないかと思っております。高目に誘導する必要があるのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(岡松三郎君) 基本方針の中身につきましては、先生御指摘のとおり、大きく分けて三つの事項があるわけでございます。これを定めるに当たって、「技術水準その他の事情を勘案」ということでございますが、この勘案すべき事項といたしましては、やはり資源の問題でございます。他の代替原料の状況でございまして、あるいは当該業種の置かれてある経済情勢等が含まれるというふうに考えておるわけでございます。

それから、環境保全という御質問の点もあるわけでございますが、この点につきましては法律の目的に即しまして、この環境の保全に資するものとして資源の利用の促進の意義に関する事項の普及というところで、環境保全についての事項については当然盛り込まれるというふうに考えておる次第でございます。

○谷畑孝君 基本方針は、先ほど言いましたように、いわゆる「再生資源の利用に関する技術水準その他の事情」という、「その他」が私は非常に大事だと思っております。

と申しますのは、技術水準とかそういうことにかからない範囲でも、「その他」というところにおいてある程度範囲が広められていくと思っておりますけれども、その点についてどうですか。「その他」というものの基準といましようか、考え方の範囲そのものが非常に大きく左右してくると思っております。

○政府委員(岡松三郎君) 多少繰り返しになつて恐縮でございますが、「その他の事情」ということとございまして、これは他の代替原料の状況でございまして、それから当該特定業種にかかる経済情勢等がこれに含まれるというふうに考えております。

○谷畑孝君 次に行きたいと思っております。基本方針は、どこで議論をして、だれが決める

のか、主務大臣がそれぞれ基本方針を策定するということになると思うんですけれども。

そこで、再生資源の利用促進を本に図るためには、消費者を初め地域でリサイクル運動をして人々や再生資源業者、メーカーや流通販売業者などの民間の人たち、また地方自治体の代表者などが入った公開の諮問機関、そういうものから主務大臣が決めるに当たっては聞くということになるのか、その点どうですか。

○政府委員(岡松三郎君) この基本方針を定めるに当たっては、この法律の目的でございまして「資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生を抑制及び環境の保全に資する」という規定の趣旨を踏まえて策定すべきものであるというふうに考えております。

この策定に際しましては、各事業所管大臣、ここでは六大臣ありますが、及び環境庁長官がそれぞれの所管行政における経験と知見を結集いたしまして、再生資源の利用の促進に万全を期す観点から共同してこれに当たるといふこととしておりまして、この事業所管大臣六大臣ということとはすべての事業をカバーしているというふうに私ども考えておるわけでございます。

また、環境庁が加わることにによりまして環境の観点も踏まえて、さらに幅広い視点を踏まえた内容となるというふうに考えている次第でございまして、したがって、このために、先生御指摘のような声を反映させる法律上の規定を設ける必要はないというふうに考えている次第でござい

ます。

○谷畑孝君 その点は少し意見が違うんですけれども、今日の再生資源化法案について一番大事な点は、ボランティアの回収参加であったり、あるいは地方自治団体の、とりわけごみを回収していく清掃労働者の経験とか、そこに持っている問題点とか、そういうものをもっと反映をされて、そういう中で、例えばプラスチックだつたらこうだ、あるいは古紙であつたらこうだ、あるいはこれだつたらこうだというさまざまな経験があり、

実際にやられているところにやはり蓄積されているわけでありまして、だから、そういう意味では最近はやりのボトムアップといましようか、上から下へというんじやなくて、下から上へということにもつながると思うんですけれども、そういう意味で、ぜひこの基本方針というものがもっとボトムアップの精神をより生かされた中で、実際にそれに携わっている人々の声が聞こえるようなものを反映することとはできませんか。それはどうなんですか。

○政府委員(岡松三郎君) 資源というものにつきましてはどのように対応するかということでございますが、産廃の部会にございまして、結局個別のものにさかのぼって対応していく、そしてものを紙なら紙、缶なら缶、瓶なら瓶あるいは鉄くずなら鉄くずということを追っかけていって、そしてそれを組み立てる前に、何とか資源として引き戻していただくことが大事だという点は御指摘のとおりでございます。

その意味で、それぞれの事業所管相といふのは、その資源をいかに有効に使うかという観点で、従来も対処しているわけでございますが、さらに本法制定の暁には、そのような観点を踏まえて事業所管大臣は対応していくということでございます。各事業所管大臣が責任を持って、広い視野から基本方針を設定するに当たりましたら、幅広い声も吸収していくように努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○谷畑孝君 ぜひそのボトムアップの精神で、実際に携わっている人々の声を聞いた中で、その基本方針が策定されていくということにぜひひとつ期待をしていきたい、こういうふうに思います。次に、各論に入っていきたいと思ひます。けさも連合審査会で議論されておりました第九條、「地方公共団体の責務」ということで、「地方公共団体は、国の施策に準じて再生資源の利用を促進するよう努めなければならない。」、このよう

に書かれてあります。これは、「国の施策に準じて」ということなので、地方公共団体がそれぞれ工夫を凝らしてリサイクルについてさまざまなことを現実に応じた中で、むしろ国の施策以上に行った場合どうなるのかという質問が連合審査の場でもございました。私もその連合審査を聞いておりまして、この点については非常に実は心配もしますし、どうとらえておられるのかということをもう一度確認したいと思ひます。

と申しますのは、先ほどの基本方針におけるボトムアップを聞いていたのだといったことと同じように、やっぱり地方公共団体の果たす役割は非常に大きいと思ひます。とりわけ、回収システムの問題に当たって、あるいはごみの清掃労働を担っておられるのも地方公共団体でございますから、その点についての第九條の、これはえらい済みません、通告しておりませんが、午前中の連合審査と同じでございますが、ぜひひとつその点を聞きたいと思ひます。

○政府委員(合田宏四郎君) 先生御指摘のように、再生資源化の中で地方自治体が果たす役割というのは非常に重要でございます。先ほど事例に挙げられました分別回収の問題でございますが、あるいは住民への集団回収の働きかけの問題、あるいは教育活動、広報活動、いろいろ重要な役割を担っていただいております。

第九條は、この条文でいいますと、第六條の資金確保の規定でございますが、第七條の技術開発の規定、あるいは第八條の国民の理解を深めるための教育、広報活動、これは当然国においても一生涯やるわけでございますけれども、地方自治体では、先ほど申し上げましたように、地域の実情、特殊性、特色を十分踏まえて、さらに国より場合によっては進んだ措置も講ずることができるといふ意味でございまして、準ずるといふのは、全くイコールということではなしに、それと同等あるいは類似の施策を講じても構わないといふ意味でございまして、第九條がありますゆえに、

国より進んでいる先進的な地方の取り組みを抑制するといふような事態はまずないものである。むしろ、基本的には地方自治体がそれぞれの実情に応じて施策展開をやっていたらいいというふうに考えておる次第でございます。

○谷畑孝君 そうしたら、準ずるといふことは、イコールではない、それぞれ地方公共団体が工夫を凝らした再生資源の利用を促進するための施策については、歓迎をするということではないのです。イエスカノーだけで結構です。

○政府委員(合田宏四郎君) そのとおりでございます。

○谷畑孝君 それは、通産省として通達なり含めて行うと思ひますので、そういう通達とかそういうところにもまたそういう考えが反映されたら非常にありがたいと思ひます。よろしくお願いしたいと思ひます。

次に、第一種指定製品についてお伺いしたいと思ひます。第一種指定製品については、リサイクルしやすいように、解体するときに分別が簡単な構造と部品にするように設計して製品化するといふことがこの法案のねらいだと思ひます。そして今、この第一種指定製品についての説明もお伺いしたわけでありますけれども、自動車や大型電化製品を対象に考えているということ説明をされたわけであります。

そこで、通産省にお伺いをしたいんですが、自動車メーカーなどに示す判断の基準となるべき事項は具体的にどのような内容のものになっていくのか。とりわけ、ガイドラインといましようか、どういう形で再生資源化率を高めることができるのか、この法律の効果も含めて、そこらありましたらひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) お尋ねの自動車につきましても、まだ指定するかどうかについてはまだ決まっていないうわけでございまして、仮に指定された場合について、そのイメージを少しお話ししたいと思います。

基本的には、やはり製造業者が生産段階において再資源化しやすいような構造設計、あるいは材料構成、あるいは組み立て方法についていろいろな対策を講ずるということになるかと思ひます。例えば、樹脂を使うような場合につきましては、リサイクル可能な樹脂の開発ができないか、熱で溶けるとかそういうことですね、あるいは樹脂材料について余り異種のもが入らないような統合化ができないか、あるいは材料識別のためのマーキングが実施できないか、あるいは解体しやすいような構造の開発ができないか、こんなことを今研究いたしております。

○谷畑孝君 例へば、西ドイツのペンツ社では自主的にリサイクルしやすい車づくりを計画しているというのを私も聞いています。昨年十二月に発表された「メルセデス・リサイクリング」というレポートでは、スクラップ段階の廃材の七五％、これは非常に高いんですね、七五％をリサイクルできるように製品設計を進めておるといことが言明されているわけであります。また、分別しにくいプラスチックの混合部品を減らし、自然分解するプラスチックを使うようにしておるとい報告も聞いています。また、メッキや塗装においても、有害な塗料を極力使わずに化学溶材の廃棄を減らす工夫をしておるといことであります。その結果、解体する際の再生資源の分別の時間が大幅に省けるだけではなく、再生不能な部品数も大きく減らされる、こういうことであります。

大臣、どうですか、あるいは政府委員からでも結構ですが、こうしたペンツ社の取り組みについて、通産大臣は御存じだったら、御存じだということでお伺いしたいのですけれども、また、通産省がこれから定めようとしている「判断の基準となるべき事項」は、ぜひこのペンツ社のレポートに負けないような、そういうリサイクルがしやすい素材を使って、そして七五％ぐらいに仕上げていくという、こういうガイドラインがひとつつくれるものかどうかということもお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) 通産省も諸外国のそういう情勢を踏まえて負けないように勉強しておりますが、各論に至っては政府委員から答弁させます。

○政府委員(山本幸助君) 今先生がお挙げになったペンツの例あるいはアメリカでもかなりいろんな勉強をいたしております。先ほど申し上げました勉強、これも一例でございますけれども、アメリカ、ドイツに負けないように今鋭意業界を中心に勉強しているところでございます。

○谷畑孝君 結局、このペンツ社も設計段階にそのようにしてリサイクルしやすいようにということ、私が説明しましたようなことに今してあるわけでありまして、ここにもきちりと初めに地球環境の保護とかあるいは資源の節約というものが一つの前提にあつて、そういうことに取り組まれたということでございます。だから、ここでも判断基準を単に技術水準とか有用だとか、そういうところだけではなかなかこのような七五％ということになっていかぬと思ひます。ぜひひとつ日本においてもそういう観点の中でリサイクルの率を高めるガイドラインをつくっていただきたい、こう思ひます。

そこで、再度政府委員の皆さんに、この判断基準作成に当たっては、このペンツ社の先進的な取り組みがあることを踏まえて、環境保全や廃棄物の処理費用や環境破壊の弊害についても、ぜひ判断の基準として入れていただけたら非常にありがたい、こう思ひます。どうですか。ガイドラインの判断、リサイクルしていく判断基準ですね。

○政府委員(岡松社三郎君) ガイドラインを決めるに当たりまして、経済原則だけでなく、今お話しにしましたような廃棄物の処理費でございますとか、その他の環境的なコストをどう見ていくかということでございますが、この再生資源の利用という問題を考えます場合に、経済原則だけで処理していくとすると、やはり新規の原料の方が得やすくしかも安いという場合もあるわけ

でございます。したがって、今回法律で定めまして強力に再生資源の利用を進めるに当たりますのは、経済的におよそ不可能なものをやるというのはこれは無理でございますけれども、単に経済原則だけでなく、もう少し広い見地から物を考えていくというのが本法を制定する趣旨でございますので、ガイドラインの制定に当たりますともそのような考え方での処理をしてみたいというふうに考えております。

○谷畑孝君 日本は輸出大国でございまして、自動車にしても電化製品にしても輸出をやっておるわけでありまして、日本の技術は最高水準だということでございますので、そのような環境保全という観点に立つて、リサイクルをしやしないようなものをつくり上げるといことも、一つは世界にやはり負けてもらえないことになるのではないかと、こう思ひますので、そういう観点の中でガイドラインをどんどんできる限り上げていく努力をぜひひとつしていただきたい、こういうふうに思ひます。

次に、電化製品や自動車は外国からの輸入品も非常に多くなっております。環境保護やごみの減量化にとつて、その製品が国内産か外国産かという区別は意味がないと私は思ひます。輸入品についてもこうした判断基準をクリアするように指導をする必要があると思ひます。

そこで、外国製品に対してこの法はどのような影響を及ぼすのか、外国企業や日本へ輸出している国に対してどのように趣旨を周知徹底していくのか、説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(合田宏四郎君) 輸入品も国内で使用いたしますと、これは再生資源として利用されないう限りは廃棄物となる点は国内品と全く同じでございます。この法律の措置は日本国内においては内外無差別で適用することに考えておりまして、第一種指定製品と第二種指定製品について措置は輸入品についても適用をされることになっております。

この点につきましては、この法律を検討する段階で、日本にございまして主要大使館でございましてあるいは経済団体等にもその旨を説明いたしまして意見を求めましたところ、現在までのところ特段反対というような意見はなしに、十分御理解をいただいております。

○谷畑孝君 わかりました。それで、もう一つ関連でありますけれども、輸出品についてはこの法律の適用を受けるのかどうか。それと外国で商品生産をしている日系企業についてはどうか。法の適用範囲とならない場合でも、この趣旨を徹底して指導していく考えがあるのかどうか、関連をしてもう一度お願いしたいと思ひます。

○政府委員(合田宏四郎君) まず第一に、海外へ輸出する輸出品についてこの法律の適用があるのかどうかというお尋ねでございますが、輸出相手国でありますところの各国は、それぞれの国における再生資源の発生状況とかあるいは利用状況を踏まえて、それぞれ独自のリサイクルに関する規制ないし施策を実施いたしておりますので、輸出品についてはこれらの輸出先国の規制に従うのが適当であると考えております。

しかしながら、この法律は国際的に見ても先駆的な取り組みであると私どもは考えておりますので、政府といたしましては、各国におきましてこういう取り組みがなされていくように、さまざまな場を通じて呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

それから二番目に、我が国の企業が海外生産をいたします場合にこの法律の適用があるのかというお尋ねでございますけれども、本法におきましては、第一種指定製品として政令指定をされたものにつきましては、その製品が使用された後に再生資源として容易に利用されるように製造業者に対して、主務大臣が判断基準をつくりまして、指導、助言等を行つてまいるわけでございまして、こういう法的措置の対象となりますのは、国内にある企業の国内の事業活動に対してでございます。

我が国の企業が海外において生産をいたします場合に、進出先国の資源の有効利用を図つたりあるいは環境保全にも資するような努力をするということは当然必要であるとは考えておりますけれども、そういう努力はそれぞれの進出先国の国情等に依りまして、かつそれらの国が採用しております規制でございますとか政策の実施に即して行われることが必要でありまして、一律に我が国の法律を海外に立地しておる企業に義務づけを行うことは適当ではないというふうに考えております。

○谷畑孝君 確かに、相手国の事情だとかそういうことがあるわけですが、でも、できましたら、リサイクルがしやすいというせつかくのいい法案でございますので、輸出に当たつても、いいものは事情によつてはできる限りそれを適用していくということが大事だというふうに思います。

次に、建設省について、第十八条から二十条にわたるところの指定副産物についてお伺いをしていきたいと思ひます。

政令で定める業種として、鉄鋼スラグや建築現場から出るコンクリートガラなどを指定する意向というのを聞いておるわけでありすけれども、四つの点についてお伺いしたいと思います。

一つは、産業廃棄物の中で建築廃材は非常に量が多いということがあります。また、最近の建築廃材の発生量、その中でコンクリート廃材の占める割合が最近ではどういふようになつておるのか、リサイクルはどのように行われておるのかというところをお聞きしたいと思います。

二つ目は、この法案の成立によつて、コンクリートガラのリサイクルについて、建設省として具体的にどのように推進していかれるのか。

三つ目は、この法案の第七条では、再生資源の利用の促進のための科学技術の振興、研究開発の推進などを行うとありますが、コンクリートガラ等のリサイクルが経済的に採算がとれるような技術開発計画と予算措置などはどうなつてゐるのか。

そして最後に、コンクリートガラの再利用を促進するためには、地方自治体も含めた公共工事での廃材の積極的活用が必要だと思ひますが、そのために地方自治体や業者にどのように周知徹底するつもりなのか。

以上、簡単に説明をしていただきたいと思います。

○説明員(木下博夫君) お答えさせていただきます。

まず、先生御承知のとおりでございますが、建設産業は現在国民総生産の約二割という我が国の経済の中におきます大変大きなシェアを占めております。したがひまして、今回の法案につきましても、私ども、通産省ともども、建設業の置かれております状況を十分認識した上で、この法案について参画させていただいておるわけでござい

ます。先生の幾つかの御質問ございましたが、コンクリートにつきましては、御承知のようにいろいろな建設廃材の中でも大変代表的な建設副産物だといふふうに私も認識しておりますが、残念ながら正確な数字を現在私ども手元に最近の数字として持つておりませんが、一番こうした産業廃棄物としての問題が多い首都圏におきます最近の例でございます。コンクリートガラの発生量が年間に直しまして一都三県で約七百六十万トンというところでござい

ますが、幸いといひますか、かなりの努力をしておりまして、この約四割以上が例えば路盤材などに使われているというのが実態でございます。もちろん我々はこれに満足しているわけではございませんで、これからこの方向をさらに推進していかねばならないという認識は持つております。

建設省は、かねてよりコンクリートガラにつきましては、再生利用につきましても技術開発やあるいはその使用のための技術指針というのを定めておりすけれども、時代が随分変わつておりますし、それぞれ技術的な検討も重ねてきておりますので、今後さらにこうした技術開発や技術指針

というものにつきましてはさらに我々も鋭意努力してまいりたいと思つております。

研究部門につきましても御質問ございましたが、これにつきましましては、実はちょっと細かくなおりますが、私どもの方で総合技術開発プロジェクトというのをかねてより、この産業廃棄物問題だけではございませんけれども、種々の先を見通した技術開発をやつておりまして、この中で今回本年度につきましても約五千万円の予算を取りまして、コンクリート用骨材につきましても再生利用という観点から研究をやつてまいりたい、こういうつもりでおります。

なお、最後にお話ございました公共工事につきましては、地方公共団体なり業界でございまして、建設省といたしまして私ども担当してございます業務の以外に、発注者サイドでございすけれども、これは主として良質な社会資本を整備するためにいろいろ施工条件の点で考えていかなければならないと思つておりますので、そのための必要な費用あるいは積算という点で、建設省所管の事業に当たりましても必要な内容を指示いたしまして周知徹底を図るということ、こうした分野の促進を図つてまいりたいと思つております。

○谷畑孝君 とりわけ建設業界というのは、下請とか孫請だとかそういう割と複雑に絡んでおりまして、同時に建設業界から出されていく廃棄物というものは非常に量も多いです。最終処分地における投棄におきましてウェイトも非常に大きなものだと思うんですね。

特に最近では、不法投棄だとかこういうものが非常にクローズアップされて大きな社会問題化されてゐるわけでありすから、その中でぜひ建設省としては、孫請下請を含めても、あるいは産業廃棄物をいゆる投棄する場合においても、不法投棄でなく、きちつとされていくような入札単価といひましようか、もともとそれを受けるに当たつては、そういう常に産業廃棄物というものの処理にお金がかちつと要するということですね。もちろん、要るといふことで今なつておるんですけ

れども、それをさらに徹切つたりいろいろな形をやつていきますと、それ自身が不法投棄の一つの原因になつてしまふ。不法投棄そのもの自身は、業者自身については許されるわけでもなくて、問題なことなんです。しかし、一方考えていきますと、そうせざるを得ないようなコストの問題だとかそういう問題があると思ふんですね。

だから、その点について、建設省として業界へのそういう無理なコストダウンをしないような点の指導が要るのではないかと思ひますけれども、その点についてはどうですか。

○説明員(木下博夫君) 建設省の方では、今先生おっしゃつたように、私ども局面的には発注者と建設業者という間の問題、それから建設業者の中でもお話ございました元請と下請の関係、この二つの局面でこの問題も当たらないかならないと思つております。

ただ、言ひわけになるかも知れませんが、建設業の特色は、言うまでもないことではございますが、移動生産でございまして、かつ総合組み立て産業という特色を大要持つておりますので、我々は今回のこういう問題につきましても、双方のやはり役割分担というものをしっかりと一度確認しながら、例えば契約の問題、おっしゃつた費用等を含めた積算の問題について当たらないかならないと思つております。

実は先般、私どもも、建設業界の今日置かれております環境の中で、入札契約問題につきましまして一定の方向づけを出しまして、その中にはやはり必要な費用、これは社会的に建設業が果たしていく役割の上では十分見るべきものは見えないけ

ない。しかし、見ていただいたものについては、今おっしゃつたように、しっかりと適正にそれが使われるという姿勢を示していかなくやらないと思つておりますので、発注者につきましても、建設省だけじゃなく、国のレベルあるいは都道府県のレベルでの多くの発注者もいらつしやいますし、建設業者もいろいろ総合建設業者あるいは専門工事業業者ございすので、これらの広範な範囲

の関係者に対して、今お話のございましたようなことも含めて、これから徹底してまいりたい、こう思っております。

○谷畑孝君　そこで、建設省にもう少し、それに関連することですけれども、あと二つほど質問していきたいと思っております。

一つは、先ほど言いましたように、いわゆる大手ゼネコン、それを受けたところのゼネコンさん自身がきつちりと、産業廃棄物になっているコンクリートガラとかあるいは廃材板とか、板だとか、木材だとか、廃材だとか、そういうものをその場においてできる限り技術革新の中で、コンクリートならコンクリートとして再生されて建材としてまた使われていくという、そういう努力もこれは非常に企業としてその問題につきしても責任を負うていく姿勢が必要だろうし、同時に、今のお話にありましたように、とりわけ建設業界におきましては、地方公共団体とかあるいは国自身が発注することが非常にウェイトも大きいと思えます。これからまた四百三十兆円の公共事業ということでき大きく発展していくわけですから、そこできましたら、入札基準といましようか、企業自身の技術的な、あるいは資本関係におけるランクだとか、そういうことが入札においては非常に大きな基準になっておられるわけでありすけれども、これも答えられる範囲の中で結構ですから、できましたら入札基準の中に企業の社会的責任といましようか、グッドエンプロイヤーといましようか、いわゆるきちっと再生資源の促進化に努力している企業かどうか、あるいはそういう産業等を含めて不法投棄がされてないのかされておるのか、そういうふうなことが入札の中に少しでも加味できるようなことができないものでしょうか、そのあたりはどうでしょうか。行政自身が直接指導できる部分からいえば直接的なウェイトの大きなものだと思いますので、その点についてはどう考えておられますか、お聞きしたいと思えます。

○説明員(木下博夫君)　お答えいたします。

先生入札とおっしゃいましたが、少しくどもなりますが、建設業者は三つのスクリーンを通して選別されておまして、許可をとる段階、それから発注者に自分の仕事を欲しいと希望を出す指名参加願い、そして発注者の方がその業者の中から適切な業者を選ぶという指名の段階ということでございます。お話は指名の段階でのお話ではなからうかと推察させていただきますが、指名の場合は、当該工事に関する業者として適格性を問うのが一応建前といえますが原則でございます。しかし、その場合には当該工事での判断でございますから、工事に対する施工能力といいますが、一方では業者のかなり長い期間におきます過去の工事実績などについても、業者としての比較をいたす際には、発注者はそれなりに検討しておりますので、今回お話がありましたようなこうしたリサイクルに對しての取り組み姿勢は、例えば技術的能力あるいは各業者が持っております施設の設備等、そういう面でも当然業者としての種々の比較をいたす際には考慮の中に入ってくると思えますが、これとしてこれから取り組んでいかなきゃいけないという課題を持つておられるというふうに私も認識しておりますので、さらにこれからも検討を重ねてまいりたいと思っております。

○谷畑孝君　流通部門で言いますと、消費者が例えばスーパーだとか百貨店だとかそういう企業に對して、今日も市民運動がやはりありますけれども、地球に優しい環境保全とかそういうことを行っているスーパーなのか流通業界なのか、あるいは貧しいアジアの人たちに対する基金運動とか、そういうものをしておられるかどうかというのが最近では買入物のチェック事項になっているということが新聞を見ましても報じられておるわけなんです。

そういう観点から見ますと、建築の発注の責任者が公共団体であったり国であったりする場合、そういう流通に見られるような消費者運動と

リンケージするようなことと同じように、私は国としてぜひひとつ、環境問題や建築廃材の再生化、適正処理に対する各企業の取り組みの評価というもの、入札といましようか、発注するプロセスとして大いに加味をされたいければ、すぐれた建設業界における再生資源化の状況は一挙に解決をしていくのじゃないかと思っておりますが、その点はどう一言だけでもありませんか、次に進みたいと思えます。

○説明員(木下博夫君)　私も基本的に建設業者に對しては、今お話しの問題だけに限らず、広く国民にこたえる建設業者にしていかねければならないと思っております。したがって、建設業者は環境問題に対する関心もおのずと社会的責任を果たす一つとして十分認識しなさいいけない課題でございますので、その点から発注者としてもいろいろ工夫はしてまいる所存でございます。

○谷畑孝君　次に、通産省にお聞きしたいんですが、これは建設業だけにかかわらず、すべての産業廃棄物を出している業者にもかかわることだと思っておりますけれども、企業の社会的責任についてとりわけ産業廃棄物を含む不法投棄について企業責任を明確にするための提案をしたいと思えます。

例えば、委託あるいは請負での契約書の中で、発注企業と廃棄物運搬処理企業との契約条項として、不法投棄が不正処理が行われた場合、発注企業は契約履行点検査義務違反として、処理企業は契約不履行として、両方が廃棄物の処理と原状回復が義務づけられるように契約書の中で明記するようにする。関係省庁が各企業にこういう契約を結ぶよう指導してはどうかということをお願いしたいわけでありまして、これは質問通告を出してなくて、朝の連合審査のヒアリングをしている中でこの点は大事な点だということも思ったものですから、答えられる範囲で結構ですから、ひとつお願いしたいと思っております。

よくこういうことがあるんです。不法投棄をしますと、その不法投棄業者がさまざまな伝票だとか

さまざまな状況で発覚した、その業者を捜しますと、その業者の会社はつぶれておった、そしてその業者に頼んだ元請の企業がいった、こういうことですね。元請企業は委託契約をしておりますので、私は関係がないと。言いかえれば、産業廃棄物というのは自分の手元から一刻も早く離れること、ごみというふうなものは自分で抱えておるのは見るのも嫌だ、ある意味で言ったら、早くそれを処理したいということで委託業務の中で業者に任す、後は知らない。そういうことだけではこの問題については解決しないと思っております。

そこで、私は、そういうことじゃなくて、むしろ委託契約の中に、委託契約というものは民間同士の随意契約になるものですから強制的にすることはできないかわかりませんが、できましたら通産省として、リサイクルなり不法投棄の防止のためにも、この委託契約の中に先ほど言いましたように、そういう二つの点、発注企業は契約履行点検査義務違反ということが一つ、それから処理企業は契約不履行ということ、そういうものが絡んでいくような委託契約ということを指導できないかどうか、それだけ一つお願いしたいのです。契約は民間における随意契約ですから、行政が指導しろといってもなかなかそれは法的には難しいと思えますけれども、行政指導ということではできないものかどうか、答えられる範囲で結構ですからお願いしたいと思えます。

○政府委員(合田宏四郎君)　産業廃棄物の不法投棄の問題につきましては、昨年十二月の産業構造審議会の廃棄物処理・再資源化部会の答申の中で、「具体的事例に即しつつ、産業廃棄物の最終処分場を確保するための諸方策を検討するため、産業界、行政等の関係者からなる場を設置し、速やかに検討を行うことが必要である。」と書いてございます。そしてまた、今先生御指摘の不法投棄をなくするために廃棄物の移動を最後の末端の段階まで監視していくことにつきましては、いわゆるマニフェストシステムについて付言をいたしまして、「産業廃棄物の処理処分を処理業者

に委託する場合には、「廃棄物の特性を踏まえた効果的かつ効率的なものとなるよう所要の工夫」を行いながら、処理業者による処理処分が適切に行われることを確認できるような措置、こういうものが必要であるというふうに産廃の答申の中で指摘を受けておられるところでございます。

通産省といたしましては、この答申を受けまして、片や厚生省におきまして今国会に廃棄物処理法の一部改正案が提出されておまして、その中で特定の性状を持つ産業廃棄物につきまして特別管理産業廃棄物と新たな区分を設けて、いわゆるマニフェスト制度を実施しようということになっておまして、通産省といたしまして、この答申の趣旨が生かされるような形で運用されていくことを期待いたしておられる状況でございます。

○谷畑孝君 私はいわゆる企業市民といまうか、やっぱり企業自身もこれからそういう地球に優しい企業でなきゃならぬし、また地域社会に生きていく、消費者のリサイクル運動をしてもらえる皆さんたちにも喜んでもらえるような企業にならなきゃならない。そういう点で、建設関係ではグッドエンプロイヤーという環境保全という観点も入れたような入札、発注の要件、あるいは先ほど言いましたように委託契約についてもそういうような観点が必要じゃないか。

こういう二つの点について私が知っている例を挙げて質問しているわけなんです、その点先ほどの議論の中でも、通産省のこの法律案につきましても、重要であったり、技術の可能なものであったり、あるいは経済的なベースに乗っていくものが再生資源化しやすいということは次々に出てくるんですけれども、しかし、その中においても常に出てくるのは、環境保全との綱の引き合いといましようか、その点が常に境目になっているわけなんですけれども、それを大きく助けるものはこの企業市民ということだと私は思うんですけれども、その点についてどうですか。企業市民といましようか、国民に開かれた企業といま

ましようか、そういうことについては非常に大きな効果が働くと思うんですけれども、その点について意見を伺いたいと思っております。

○政府委員(合田宏四郎君) 先生御指摘のとおり、企業が一個の市民として、よき市民として社会活動あるいは経済活動を営んでいくというのは非常に重要な問題である、私もそれは考えております。我が国の企業の環境保全への取り組みも最近では極めて積極化しつつあると私もは考えております。

例えば、経団連が昨年の十一月に、省エネルギー、省資源の観点も含め、環境に過大な負荷を与えない、環境に優しい経済社会システムの構築が不可欠であるという旨の提言を発表いたしましたのもこの一つの証左でございます、本年の一月に定められました、同じく経団連の一九九〇年代を通じて活動の基本指針の中においても、地球環境問題解決への貢献とリサイクル社会の構築に積極的に貢献をしていく旨を定め、その実践に努めているところでございます。

また、個々の企業におきましても環境保全を念頭に置いた事業活動に積極的に取り組み始めたところでございます、通産省といたしましては、最近のこういう企業の動きにつきまして非常に望ましいものと考えておまして、積極的に支援し、一層の取り組みを促していきたいと考えております。

○谷畑孝君 それでは、次の質問に入っていきます。

次に、特定産業種について質問をいたします。紙・パルプ業界、アルミ製錬業などを対象として指定する意向のようですが、紙・パルプ業の古紙利用の計画と目標値について簡単に説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(南学政明君) 紙・パルプ業におきましては、古紙の利用率は現在五〇〇程度と世界の最高水準になっております。しかし、今現在紙・パルプ産業は、現状に満足することなく、これをさらに高めようという努力をしております、我々とし

てもその方向で側面から支援をしているところでございます。

○谷畑孝君 古紙のリサイクルについて一番大切な位置を占めておられますのがやはり回収業者だと思っております。日本の古紙のリサイクル率は世界一と言われておるわけでありまして、それは長い歴史と伝統を持つ古紙回収業者というものがやはり日常不断に回収をしておるという、またそういう伝統的な産業があるということによって私は非常に高い回収率を誇っておる、こういうふう

に思われるわけです。そこでお伺いしたいんですが、最近、回収業者においても非常に景気の変動によってもうふえたり減ったり、そういうものが非常に大きいわけでありまして、その点について古紙業界についての間屋さんとかあるいは寄せ屋さんとか、そういうものにおけるものもデータがありまして、その状態ですね、ありましたらひとつ教えていただきたいと思います。

○政府委員(南学政明君) 古紙回収の実態につきましては、古紙の発生源によってかなり異なっております。

すなわち、例えば家庭から発生する新聞や雑誌などの場合には、ちり紙交換業あるいは買い出し人によって回収されますし、また最近では、学校とか町内会等における集団回収が進んでおります。こうして回収された古紙は、中間業者等を経て直納業者に集められ、この直納業者から製紙メーカーに納入されているのが通常でございます。

また、事業所から出てくる古紙、この中二つございいますが、一つは商店街や小規模ビル等から出るものにつきましては専門の買い出し人が、また印刷、製本工場あるいは新聞社等、大規模に古紙が発生する事業所等からのものにつきましては坪上げ業者が古紙を回収しまして、回収された古紙は直納業者を経由して製紙メーカーに納入されて、このようにいろいろな形態があるわけ

あります、古紙回収業全体に従事する従業員及び事業所数について見ますと、三年ごとに調査される商業統計がございまして、最も新しい調査時点の昭和六十三年で見ますと、全国で従業員数は約二万一千人弱、事業所数は三千九百弱となっておりまして、その調査時点、これは六十三年でございますが、その三年前の調査時点、六十三年に比べてともに微増となっております。

○谷畑孝君 やっぱ古紙の回収をしようと思えば、先ほど言いましたけれども、PTAだとかあるいは学校のボランティアなどを通じて回収していくということは、最近はどこでも自治体で行われておまして、非常に効率もよくなっているわけでありまして、またこれは言いかえれば、古紙業界の皆さんからいいますと、それは商売がたきになりまして、いつもそうなる地元の仕事自身も量が減っていくということもあつたりして、大阪でも寄せの回収をしていく業者自身が非常に減ってきているんですね。非常に高いときには五千から六千の回収業者がおったわけですが、最近では八百名ぐらいということまで落ち込んでしまっていると、こういう点があると思

います。それには、やっぱり一番の大きな原因は、もちろんそういうPTAだとかそういうことを云々というよりも、古紙価格が非常に変動が激しいと、そういうことなので、だから業者として成り立たないということが言われておるわけなんです、最近の状況というのは、どういう状況になっているんですか、価格。

○政府委員(南学政明君) 御指摘のとおり、近年古紙価格は低位安定状況にあります。これは、古紙に対する需要が増加している反面、古紙の効率的な回収も進んでおって、古紙の需給バランスに大きな変化がないということによるものと思

います。なお、先生御指摘のたいまの集団回収の点であります、古紙回収業者の事業を圧迫するのではないかと御指摘の点につきましては、集団

回収は一戸一戸の家庭等を回収して歩く手間が省けるということから、回収に要するコストを最小限に抑えることができて、回収業者にとってもメリットは大きいのではないかと。私も、この集団回収と回収業者とは両立し得るものと、このように認識をいたしております。

○谷畑孝君 それはおっしゃるとおりで、ある業者は手間が省けていいんだけど、ずっとマイク放送しながら回っている人が行くと、それはもう終わってしまったことがあって、自由競争になつていないという、そういうことがあるんです。まあしかし、それは質問の本意ではございませんので。

いずれにしても、回収に当たっては、どうしても市場の価格が安定をして、やはり回収業者が安心して業として成り立っていくということが私は一番回収率を高めていくことにとって大事だと思うんです。

そこで、通産省にお聞きしたいんですが、その価格の変動というものをなくしていくためにそういう基金制度とか、あるいはほかのいろいろな何かそういう知恵というものが、そういうものがあるのかどうかひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(南学政明君) 通産省といたしましては、古紙の価格は基本的に需要と供給のバランスの中で決まるべきものでありまして、政府が人為的な価格形成に介入するということは適当でない、このように考えております。

当省としては、古紙価格の安定のために基本的に重要なことは、何と申ししても古紙に対する需要をさらに拡大し、これを定着させていくということであらうかと思ひます。したがって、ユーザーに対する古紙の利用促進の啓蒙普及、あるいはメーカーに対する古紙の利用促進の指導、こういうことを一生懸命やっているとところでございます。

○谷畑孝君 わかりました。それで、通産省としては基金は出せない、経済市場の自由の中で価格は暴落してもしなくても

の発言だと思ふんですが、結局まればこみということでありまして、幾ら新聞紙であってもそういうものはまぜていきますとこみになって、基本的には地方自治体の清掃業者の仕事となつて焼却されていく。御存じのように、焼却するには大変な税金がかかる、こういうことでありまして、だから、言いかえれば少しでも古紙を、家庭ごみの中におけるウェイトも大きいですが、それを回収していくということは焼却自身も軽くなっていくということにもつながると思ふんです。そういうことの中で行政自身が、地方公共団体独自でそれに対する基金を出しているところもあるんです。

だから、そういうこともありますので、ぜひ通産省としては、地方自治体も入った、そして古紙回収業者も入ったような第三セクター的な、そういうさらに回収を仕上げていく、そういうところに対する補助金制度というものは考えられないものかどうか。価格は経済市場でありまうけれども、そういう第三セクターとかそういう形における援助ということにはならないものだろうかとかというところで、再度お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(南学政明君) 今お話をしましたとおり、私も、古紙の価格安定のために最も重要なことは古紙の需要を拡大していくことだ、それに全力投球しているところでございますが、先生御指摘のような国の財政によるいろいろな価格面での支援措置というのは、相当な財政負担を伴うことも予想され、現下の財政事情を考えると極めて難しい、このように認識をいたしております。

○谷畑孝君 そうしたら、一応要望ということで、次に進んでいきたいと思ひます。

朝の連合審査から私も参加をさせてもらいまし、やはりこれからは大量生産それから大量消費というサイクルから、そうではなくて、廃棄物というものの、そして物は大切だ、すべての物は再資源化できる、こういうような考え、発想という形の中の基本的な論議に私も参加をさせてもらったわけでありまうけれども、しかしその中で、

リサイクルにしても、あるいは最終場所である投棄場所あるいは焼却場の場所の場合におきましても、一番僕は忘れてならないのは、そういうことに携わる産業であり人々、静脈産業と言われるわけでありまうけれども、それらに対する役割というものが非常に大事だと思ふんです。だから、生産、消費、廃棄という物の流れから、生産、消費、分別、回収、再生という流れにする必要が私はあると思ふわけでありまう。

そこで、お伺いをしたいんですが、自動車や電化製品など大型廃棄物の場合は、これを解体工場や廃棄物処理場に運ぶことが大切であります。路上放置や大型処理困難品としないために自動車や大型家電製品を回収する静脈の役割はだれが行うのか、通産省の方針をお伺いしたいと思ひます。特に、業界そのものがきちっと販売業者を通じて回収していくという、これは割と日本におきましては高い率で家電におきましても自動車におきましてもそういうことに実はなつてい

わけてあります。しかし放置されたものとか、あるいはけさも連合審査のときにでも出たように、引越しのときにそのルートに乗らなくて出すごみだとか、さまざまそういう問題があるわけなんですけれども、その点についてお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(合田宏四郎君) 先生御指摘の廃棄物を回収する人がいないと再資源化が進まないということはそのとおりでございます。私も、私どももいたしましては、廃棄物問題の解決あるいは再資源化問題の解決と静脈産業の発展というのは非常に密接な関係があるというふうに考えております。静脈産業分野での事業が円滑に進みますことが再資源化の一層の進展と軌を一にしておるといふふうに考えております。

このために、今御審議をいただいておりますこの法律が適正に運用されまして再生資源の利用が進みますと、それが結果として静脈産業が発展する上での好ましい事業環境につながっていくものであるというふうに考えております。

○谷畑孝君 結局、静脈産業という、私自身この審議に参加するに当たって厚生省の審議会等あるいは産廃審のものも読ませてもらったんですが、これも、その中をめぐってありますと、いわゆる産廃審の中におきまして、静脈産業自身を育成する、これは大事だということがこれを僕が見た限り一行も出てこないんですね。だから、基本的にはこの通産省の法案におきましても、リサイクル化をしやすくしていくために部品がすぐリサイクルしやすいための形を指導したり、そういうことがずつとこの法案にも書かれてあるんですけれども、しかし、確実にそれを担っていく産廃業者であつたり、そういうことを育成するということについては一行も載っていないんですけれども、私自身がこれはどこか見過ごしてあるのかどうか、その点ももしもあらまうたら教えていただきたいと思ふんですけれども、どうですか。

○政府委員(合田宏四郎君) 先生御指摘のように、この産業構造審議会の答申の中では確かに静脈産業について明確に触れてはおりませんが、ただこの答申の中に脈々と流れております精神といひますか、それはやはりごみは分別すれば資源化できるというふうな観点から、例えば「消費者への提案」の中にも、分別の勧めでございまして、かあるいは「有価ごみの集団回収に参加しよう」とか、あるいは「もつと重要なことは、再生資源を用いた商品を使いましょう」ということで、古紙等を使つた製品の需要拡大に資するような運動を国民運動として展開しようというふうなことがこの答申の中にも非常に強くうたわれておりまして、これが結果として再生資源の需要拡大にもなり、また供給体制の整備にもつながっていくといふふうに考えております。

○谷畑孝君 ということは、私が読んだように、産廃業者とかそういう静脈産業に対する育成ということは産廃審の中には載っていないわけですね。載っていないかどうかだけですから、それは今の答えでも載っていないということであつたと思ふんですけれどもね。

僕は、これは重大な問題だと思ふんです。やっぱりサイクルをしていろいろいろいろしていくに当たっては、そういう産業の育成といひましようか、そこがきちつとして、その中で先ほどの古紙の回収の業者のことにつきまして私言及をさせてもらいましたけれども、そういう業者が頑張っておられることによって回収率が高まるというところでございますので、そこにおいて、この産廃審に載っていないからそれを加えるなり、加えることが無理だったら、それは行政の中で静脈産業の育成ということについて強く方策を立てていただきたいと思います。どうですか、その点は。

○政府委員(合田宏四郎君) 昨年十二月に出されました産廃審の答申の今までに新しいポイントが、生産なり流通なり消費の段階にさかのぼって再生資源化を進めていくという点を非常に強く打ち出したわけでございまして、そういうところから、先ほど再生資源に対する認識が改まるとか、あるいは再生資源への需要がふえるとか、あるいは再生資源を供給する体制を整備されるというところで、再生資源が非常に流れやすくなるというふうなことが結果となつて、いわゆる静脈産業の方々の事業展開にも非常に好ましい事業環境が整備されることになるであらうという点を申し上げたわけでございます。

○谷畑孝君 次に進んでいきたいと思ひます。

このごみ問題あるいは産業廃棄物の問題を考えるに当たって、私一ツ気がついたことなんです。が、例えば一般の家庭ごみにおきましても、ごみはただであるという意識、私どもいつも毎週二回ごみの日ということだけは記憶にあるんですけれども、これはその日は出さなきゃならぬ、家庭においてもごみは一日も早く自分から離れてほしい。だんだん夏になってきますとおいもしてきますから、これはもう一刻も早くという気持ちもありますから、何曜日ということとは忘れないといひましようか、その日を忘れるともうえらいことになるんです。

そこで、つらつら思ふんですが、ごみというのは、これは金がかかっているんだということについて、これを私自身も忘れてしまつたということなんです。だから、きょうもこの八条の国民の理解を深める等のための措置の中で、「国は、教育活動、広報活動等」、こういうふうに言っていますけれども、しかし一番早いのは、家庭ごみでも有料化といひましようか。ごみは金がかかっている、もちろん間接的には皆さんの国民の税金でやっておるんですけれども、むしろ私は、大きな負担でなくともいいですから、少し勉強させていくきっかけになつていくために、一定の量を超えた家庭ごみでもそれはやっぱり有料であるという、これはあくまでも議論でございまして、それは賛成とかそういうことじゃなく、そういう認識の中で議論をしていくことが大事なんです。

それは言ひかえれば、私がもつて言ひたいのは、実は企業に言ひたいわけでもございまして、それは企業だつてつくりつ放しというのは、これはやっぱりいかぬ。だから、企業も自分たちが出していく産業廃棄物については相当金がかかるんだ、こういうお互いが、行政もそうだし、消費者もそうだし、事業者もそうだし、そういう点を考えることによって、相当違った意味で発展するのじゃないか。そのいい方法というものはどうなのか。今いろいろな議論もあるわけだけれども、私ももうそれがどうだということではございませぬけれども、そういう点については、どういふものでしょうか、御意見ありましたら。

○政府委員(合田宏四郎君) ごみに金がかかっている、そういうことを十分消費者なり国民が認識をすべきであるという御指摘はまことにこもつともでございまして、一方で厚生省から国会に提出されております廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正案の中でも、その点につきまして第六条の二の第六項で、手数料を徴収することができ、しかもその手数料の額は、粗大ごみ等ごみの性状に応じた、先生今御指摘になつたま

にかかったコスト分と見合せて取ることができるといふ規定が新設されるようでございます。

また、今のごみにお金がかかっているという点につきましては、産業構造審議会の答申の中でも、ごみの中には、ごみは宝の山といひまされておるんけれども、有価物であるというふうなことで、うまく集めてこれを活用すれば資源として再びよみがえらせることができるという点も強調いたしておるところでございます。私どももいたしましては、この産業構造審議会の答申をいろいろな例えば財団法人のクリーン・ジャパン・センター等を通じて、消費者、国民一般に浸透するように努めてまいりたいというふうに考えております。

○谷畑孝君 その点については、私もごみ問題が国民的課題だということ、どういふ形の責任のあるやり方があるのかということ、これはお互いのさまざまな立場の中でさらに研究をしていかなきゃならないな、そういうふうに思ひます。

しかし、有料化するしかないか、そういうことは別に、いずれにしてもこの産業廃棄物だとかごみという問題については、大きなお金が要つていふのだ、これだけの認識は私は必要だと思ひます。それはもちろん企業においても社会的責任を負うていくべきものだ、そういうことをしない限り、なかなかこの問題は発展しないなということとをさらに申し上げておきたいと思ひます。

そこで、先ほどの静脈産業の育成についての中で、少し私発言が漏れておりましたので、問題意識等追加をさせていただきます。

私は、この間の産業廃棄物にかかわる業者あるいは最終処分場において投棄をする業者を含めての記事を見ておまして、つくづく感ずることがあるんです。きょうの朝の連合審査の場合でも、やはりこの業者は悪徳だ。例えば、瀬戸内海の国立公園のところにはうってばならないのに、法違反の不法なそういう投棄がされているというところがマスコミで大きく取り上げられてくる。あるいは果敢を越えて広域に自然破壊をしている、そういうことが取り上げられていくんです。

そこで、私はこういうふうな思ふんです。もちろん私自身、その不法投棄業者を擁護したり、そういう立場じゃないんです。もちろん、地球の環境を破壊しているわけですから、私は厳重に罰しなきゃならぬ、こう思ふんです。しかし、私は一方それを考えてみますと、先ほど言ひましたように、それをまた逆に社会意識といひましようか、ごみというのは自分が一日も早く汚いものは出していききたいのだという意識に乗つかつていく中で、静脈産業に従事している人たちは、今日はやりの三Kを担っている。汚いあるいはきつい、案外そういうところだけがクローズアップされて、しかも不法投棄業者の取り上げ方によつては、その産業全体の立派な一生懸命にやっておられる産業業者に對してそういうイメージを植えつけてしまふ、こういう要素が私は余計にあると思ふんです。そういう要素になつてしまひますと、結局静脈産業を育成しようということが社会世論としても弱くなつてくる、そういうことにも私はつながると思ふんです。

そういう点をひとつ追加といひましようか、私の問題意識として補足しておきたいと思ふんです。

そこで、ならばもう一歩譲つて、なぜそうした不法投棄が起こってくるのかということも、もう少し行政においても、国の行政の施策においても分析する必要があるのじゃないか。

例えば、先ほどの私の前段の質問の中にもありましたように、委託契約の中で採算が十分とれるようになつていふのかどうか、あるいは最終処分場が十分確保されているのかどうか、さまざまなそういう条件といふものの中であるのじゃないかと思ふんですけれども、この点についての意見はどうでしょうか。単に悪者という、もちろん悪いんですけれども、それは罰しなければならぬですけれども、しかしその背景について、もう少し掘り下げていく必要があるのじゃないかと思ふんですけれども、どういふふうに思ひますか。

○政府委員(岡松壯三郎君) ただいま御質問の不法投棄の問題でございますが、不法投棄といえますと、産業廃棄物もありますし、その他自動車あるいは大型家電のような問題もあるわけでございます。

これらにつきまして、確かにコストの問題あるいは持つていっても売り先がないという問題もあるわけですが、やはりそういう不法投棄が行われた結果環境が侵されるというようなことがあつてはならないわけですし、また不法投棄が行われた結果道路の交通を阻害するということがあることがあつてはならないわけでございますので、やはり合法の範囲内で行われるということが基本ではないかというふうに思うわけでございます。

しかしながら、そのようなことが起こってくるバックグラウンドは何かということを考えてみる必要があるのではないかとというのが先生の御趣旨かと思うわけでございまして、今後私どもがこの法律によってねらっておりますところは、直接不法投棄を云々ということは規定にはないわけでございしますけれども、資源をできるだけ活用していくという体制をつくり上げることにによりまして捨て場に行くごみの量を減らす、これは法律の目的にも書いてあるわけでございしますが、あるいは「環境の保全に資する」、これも法律の目的に書いてあるわけでございします。そういうものを通じて、不法投棄の問題についてもできるだけ抑えるという方向で効果があることを期待をいたしておるというところでございます。

○谷畑孝君 例えば、私が知っている限りでそのいい例が京都の八幡市の自動車解体業者、八幡の一つの地域産業として、その村全体が解体業の仕事でほとんど生計を立てている状況でもあるわけなんですけれども、自動車の解体業を業としているわけなんですけれども、その自動車のタイヤを野焼きしておりまして、その周辺から公害だと、こういうことになりまして、その中でどうしたものか。その仕事をしない限り、村のほとんどが

その仕事に携わっておつて、ただ単に野焼きをしている、公害だ、けしからぬと言われたのでは、自分の生活として成り立たないと。

そういう状況の中で、地方自治体とも相談をしながら、特別措置法という法律もございましたから、地方自治体とよく協議をした中で、いわゆる行政の補助金という形の中でタイヤを焼却していくという設備をつくっていくという、そういうことでこの問題が解決した。地方公共団体と通産省、そしてその解体業者、そしてまた自動車の上部の業界という形で話し合いも進んでいく中で、時には業界の方も、その自動車自体解体するのに少し財政的援助をしましょう、あるいは行政もしましょうという形の中でスムーズに解体事業ができて上がっていると、こういう話を聞いたわけです。

私は、ぜひひとつこのように、いわゆるもつとポトムアップといましようか、その地域地域ごとで静脈産業を据えた中で、何が問題が起こつておるのか、そういうことで地方自治体の役割だとかあるいは業界の役割だとか、その他の状況の中で解決していったいい一つの例じやないかと私は思うんですね。それらをさらに発展をさせていくことが大事じやないかな、そういうようなことを思います。

そこで次に、大臣に、朝から連続ですからお疲れだと思ふんですが、私どもの大阪で「にんげん」という副読本、部落差別をなくしていこうということとで副読本があるんです。

その中で、こういうものがあるんですけれども、小学校への通学途上、バックカーで家庭ごみを収集している自治体労働者に聞かえるように、一生懸命にごみを集めている自治体労働者の清掃労働者が作業しておるわけですから、そこへ家族連れが横へ通りまして、きちゃんも勉強せぬと、すっかり勉強せぬとあのおっちゃんみたいになるでということを言つて通り過ぎていったと。これに示している問題は一体何なのかということでございます。先ほどのお話のように、ごみは汚いもの、そしてそれを扱っている者はやっぱりとい

う、職業差別といいたしうか、そういうものが私はあると思うんです。

そういうことで、この八条のところに、「国は、教育活動、広報活動」ということで書かれてあるんですけども、「理解を」ということがあるんですけども、私は、そういう静脈産業という問題は、職業に貴賤がなくてそういうようなものが大事な仕事だという、そういうものをどう認識されるか、またそれが大事だと思わなければならないか、そのあたり、今のエピソードの中でどう思われるか、ひとつ意見をお聞きたいと思います。

○國務大臣(中尾榮一君) ただいま委員が非常に具体的な例を出されて申されましたのは、私どもの心にある一面別の意味で響くわけでございまして、そういう何といえますか、差別的なこの対応、ビヘービアというものは、人間としてどうも私どもも全くなじめないビヘービアかなという感じはいたします。

しかし、それは子供だから仕方がないといえ、それまででございますが、この背景には、何も通産省だけの責任じゃございませんで、これはやはり教育の問題もありましょう、家庭教育の問題もありましょう、環境の問題もありましょう。あり

とあらゆることがございますが、それはそれとい
たしまして、通産省の見解として申し上げますな
らば、古紙あるいは金属くず等の再生資源の回収
業、あるいはまた廃棄物処理業等の静脈産業につ
いて、中小零細企業が大部分を占めておること
は事実でございます。経営基盤も脆弱であります
し、産業に従事する者の作業環境が厳しいことは
十分私どもも承知しておるつもりでございます。

しかしながら、これらの産業そのものが我が国
の国民生活や産業活動にとりまして不可欠な産業
と認識しております。通産省としては、昨年十二
月の産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会
答申というものを踏まえまして、国民全体が減
量化あるいは再資源化に取り組む社会の構築に
向けまして努力を傾注する中で、その重要性が
広く国民に理解され産業のイメージの向上が図ら
れ

るとともに、静脈産業そのものの円滑な発展が図られることを期待しておる次第でございます。

また、再生資源利用促進法の適切な運用によりまして再生資源の利用が進むことは、結論として、あるいは結果としてと言った方がいいでしょうか、静脈産業の重要性が認識されとともに産業が発展する上での良好な事業環境をもちたすことにもつながりまして、産業としてのイメージの向上が図られるものと私どもは考えておるものでございます。

以上です。

○谷畑孝君 いずれにしましても、一つの例でございませうけれども、ぜひ静脈産業そのものに對する育成、そしてそこに働く労働者にもそういう人権的な観点の中で、静脈産業は非常に大切なものだ、こういうことの啓蒙の中においてもやはりそういうことがされていく必要がある、こう思いますので、ひとつ御努力をお願いしたいと思います。

それともう一つは、地方公共団体に働く、家庭ごみ、一般ごみを含めて、清掃労働者のそういう職場の環境も含めて、それらもさらに仕事ができやすいような状況に推進をしていただきたい、こういうふうに思います。

もう大分時間が来ましたので、あとまとめたに二、三申し上げて、いきなれと思ひます。

最初の基本方針のところでも触れましたが、リサイクルに関する科学技術の進歩と資源相場は日々刻々と変化しています。したがって、基本方針や製品、業種指定をした後も随時再生資源の回収状況や利用状況についての調査を行い、データを公開することが必要だと思ひます。これに基づいて、必要に応じて基本方針の変更や業種指定の拡大が速やかに行われるようひとつお願いしたいと思ひます。固定概念にとらわれるのじやなくて、その都度都度の科学技術の進歩だとか情報とか、そういうものに合わせながら間口を広くしていくことについての努力をお願いしたいと思ひます。

また、地方自治体や地域の市民による自主的なサイクルの取り組みに対して、国や地方自治体

が積極的に援助することを希望していきいたいと思
います。その場合、地方自治体が地域の事情に合
わせてより先進的な取り組みを行っている場合も
国の援助を期待していきいたいと思います。

今後、できるならば、各自治体ごとにリサイク
ルを進める市民が交流する拠点としての地域リサ
イクルセンターや連絡室のようなものが設置でき
るよう、来年度予算の概算要求を視野に入れた取
り組みを政府にお願いしたいところでございま
す。その点、大臣どうですか、もう最後でござい
ますので、ひとつありましたら。

○政府委員(倉田宏四郎君) 最初にお尋ねの基本
方針、これは時々刻々世の中の状況が変わって
ありますし、かつ再生資源の利用に関する技術水準
あるいはそれと競合関係にあります代替資源の状
況が変わっておるわけでございまして、その状
況に応じて適宜適切な改定をやつてまいりたいと
いうふうに考えております。法律の第三条第三項
でもその旨のことが規定をされております。

それから、二番目に御指摘になりましたリサイ
クルを行っている市民運動の交流のための組織づ
くりというお尋ねであつたかと思ひますけれど
も、再生資源の利用の促進を図るためには広く消
費者の協力を得ることが不可欠でございまして、
国や関係団体の行う普及啓発活動に当たりまし
ては、自主的な市民団体あるいは消費者団体の活
動を十分に念頭に置きまして、必要に応じて連携
を図ることといたしておるわけでございまして。

このような市民の自主的な活動を一層活発な
ものとしていく上で、相互交流あるいはネットワ
ーク化というのは非常に有意義なものと考えてお
りまして、再資源化に関する情報収集あるいはこ
ういふ団体に対する情報の提供とか、あるいは
ネットワークの核となるような人材の育成事業等
を通じて、相互交流やネットワーク化が自発
的に進むための環境整備を行うことが重要である
というふうに考えております。

○谷畑孝君 最後に、この法案で私どもは、地球
環境の保護、リサイクル社会建設のための第一歩

を始めてきたばかりでございまして。これからや
り大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタ
イルから生活様式を改めるためには、廃棄物の処理
資源の再生、資源の分別と回収といった観点から
生産、流通、消費のあり方を見直していくとい
う、そういう第一歩にこの法案が大きく寄与するこ
とを期待いたしまして、私の質問として終わりたい
と思ひます。

○市川正一君 通産大臣に冒頭お伺ひいたした
と思ひます。

大臣は、この法案の提案理由の説明で、廃棄物
をめぐる問題が深刻化しているといふふうにお
しやいました。具体的に何が深刻なのか、またそ
の原因はどこにあるのか、まず認識をお伺ひいた
したいと思ひます。

○国務大臣(中尾栄一君) まず、廃棄物問題につ
きましては、昨年十二月の産業構造審議会廃棄物
処理・再資源化部会答申におきまして、まず第一
に、「近年、廃棄物の排出量が増大し、既存の焼却
施設・最終処分場の処理・処分能力は限界に達し
ている。また第二点として、また、排出された
廃棄物の処理・処分を行うための費用は、今後も
増大することが予想される。第三点は、「このま
ま放置すれば、環境悪化を招くとともに、廃棄物
に対応するための国民全体の費用負担が増大し、
国民生活や事業活動にとって大きな障壁となる。」
旨指摘されておりました。通産省としても同様の
認識を持っておるわけでございまして。

近年の廃棄物の排出量の増大にはさまざまな
要因が挙げられますけれども、主要なものとしては、
まず使い捨てライフスタイルの進展による家庭か
らの排出量の増加、また第二点といたしましては、
産業構造の変化により拡大しつつある第三次産業
やOA化しつつある事務所からの排出量の増加、
また第三点になりまして、円高及び一次産品
価格の下落に起因する再資源化の停滞、また第四
点としましては、耐久消費財の大型化、プラス
チック系廃棄物の増加等の廃棄物の質的变化、あ

るいは第五点としましては、廃棄物の焼却施設
最終処分場の建設の停滞等の要因などが考えられ
るのではないかと考えておる次第でございまして。
そのような意味を持って、廃棄物問題がだんだ
んだんだん、一遍には言いませんけれども、時
日というものがたつことに深刻になりつつある問
題になって、今日このような問題になった、この
ように解釈するものでございまして。

○市川正一君 今かなり網羅的に申し上げた
んですが、事態について言えば、私は端的に申して
廃棄物の最終処理場が足りなくなつたということ
が言えると思ふんです。しかし、その主要な原因
は、今大臣は五つほど述べられたんですけれども、
確かに一般家庭からの廃棄物の増大ということも
あります。ありますが、最大の要因として言える
ことは、産業廃棄物及び一般廃棄物としての事務
所から排出されているOA用紙などの事業系一般
廃棄物の増大ということをも指し示さざる
を得ぬのです。

大企業を中心とした産業界の廃棄物の増大に
よつて今日の事態がもたらされたということとは、
例えば東京二十三区の例をとつてみますと、この
四年間の統計では、家庭系ごみの増は一四%、企
業系ごみはこれに対して八〇%の増であります。こ
こにも見られるように、今日の深刻化をもたらした
廃棄物問題をなげろにきてきた大企業の企
業行動に、そこにいわば的を当てて、そして産業
廃棄物や事業系一般廃棄物の排出をどう抑制して
いくかということに私は事態解決のかぎの一つが
やはりかかっているといふふうに思ふんでありま
す。

そこで伺ひたいのは、この法律で具体的にそ
ういふ排出抑制措置がとられているのかどうか、そ
の点をまずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岡松壯三郎君) 本法でねらいとして
おりますのは、あくまでも再生資源の利用の促進
をするということにあるわけでございまして、ご
みの発生を減らす、それが廃棄物となつてごみ捨
て場に行くのを減らすという効果はあるのでござ
いまして、先生お話しのように、そもそも量的な
減少をもたらすことをこの法律はねらいとしてい
るかということになりますと、本法の直接のねら
いではないといふふうにお答えをさせていただきます。

○市川正一君 そうすると、そういうような配慮
とか措置は含まれていないというお答えなんです
ね。そこに根本の問題があるんですよ。大体この
廃棄物問題に取り組み基本的な視点として、いわ
ゆる廃棄物、ごみの問題とそれの利用の問題とい
うのは、分けることができない、僕は一貫的なも
のだと思ふんです。私は、厚生省の方が担当し
ているいわゆる廃棄物処理法の問題と通産省が所
管されているこの法案とが、本来一貫性がなけれ
ばならないのに、それがやっぱり分断されている
ばかりか、厚生省の廃棄物処理法の作成過程で企
業責任の明確化を織り込もうとしたことに対して
産業界と通産省がこれに反対した、こう伝えられ
ておりますけれども、そのことをきょうここで主
要に議論するつもりはありませんが、そこに僕は
根本の問題があると思ふんです。

そこで、事業者にもし具体的な措置が要求され
るとすれば、この法律の第十条、十三条、十六条、
十八条の主務省令で定める判断基準というのが規
定されておりますが、そこに結局かかってくる
と思ふんです。

そこで伺ひたいんですが、この省令の内容は昨
年の十二月六日の産構審の答申、ここにございま
すが、ここに二つのガイドがあります。一般廃棄
物のガイド、それから産業廃棄物のガイド、この
ガイドラインで述べていることと趣旨になると
いふふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 本法におきます事業
者の判断基準は、政令で指定する業種、製品ごと
に決めていくわけでございまして、これは、それ
ぞれの生産、流通、消費の実態に即しまして、基
準の実効性を確保しながら最大限の事業者の努力を
引き出していこうといふものでございまして。具
体的には、答申にございましてガイドラインというも

のは、幅広い関係者の努力の結果生まれてきたものでございまして、その内容は事業者の判断基準の検討に当たりまして十分参考にするに値するといふふうに考えているわけでございしますが、今後は、具体的にどういふものを指定するかという事態に即しまして適正な判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 これは本委員会また国会としても、私は重大な問題を含んでいると思うんですが、結局、この判断基準がどういふものかということ、事実上省令にゆだねる、言うならば我々は白紙委任をあなた方にせざるを得ぬというように形にこの法案はなっております。私は、これはやっぱり今度の法案の一つのかねめの部分が具体的に開示されていないという点は問題点として指摘せざるを得ません。

そこで、しかし議論を進めるために申しますと、今私も指摘し、また御答弁でもお話のあった、ガイドラインがその基準になるだろうとおっしゃった、ガイドラインを見ても、産業廃棄物のガイドラインには、その結びのところが結局こうなっているんですね。「研究開発を推進する」。あるいは「啓発活動等に努める」。あるいは「引き続き検討を行う」。こういう抽象的な文言での対策に終始してございまして、具体的に例えば排出量をいつまでにどのぐらいの水準まで引き下げるのかとか、そのためにどういふ対策をとるか、あるいは企業にどんな義務を課するか、こういうことがちつとも明らかにされていないんです。

ですから、これでは私は具体的に排出量を減らすことにならぬと思いますが、しかし御答弁のようには、減らすことはむしろ関係していないんだ、むしろ知らぬというふうにおっしゃるんだつたら別ですけども、その点どうなんですか。

○政府委員(岡松三郎君) 本法におきまして副産物というものは第一項で定義してございしますが、このうち特に政令で定める副産物を「指定副産物」というふうにいたしまして、再生資源としての利用を促進するために事業者の判断の

基準を策定いたしましたので、これに基づいて指導、以下勸告、公表さらに命令といった措置を講ずることとしていくわけでございします。

今御指摘の答申のガイドラインでございします。これはさまざま方向が示されておりますが、本法の運用におきまして指定副産物に対する判断の基準を定める際には、対象とされる指定副産物の特性、実態を踏まえまして、より具体的な内容を有する基準を策定するというにいたしたいと考えております。

○市川正一君 私が言うているのは、例えば鉄鋼業という「啓発活動等に努める」、こうなるわけですね、結びは、具体的な中身はあと省令にゆだねると、こうなるんです。そうすると、どういふことになるのか我々議論しようにもはつきりしないじゃないかという問題なんです。ここはまあ信頼せよとおっしゃるんだから今のところは信頼しておきますけれども、そういう問題があるんだ、それは委員会の権威にもかかわる問題だということをご指摘したいと思うんです。

もう一つ私は、きょう午前中の連合審査で我が党の査読委員も具体的な事実を示してお聞きしたんですが、例の不法投棄の問題なんですね。

事業者が自分の排出した産業廃棄物の処分を委託する場合に、その廃棄物の流れをみずから把握して適切に処分されたかどうかを確認するため、産業廃棄物の量、性状、注意事項などを記載した送り状を義務づける、いわゆるマニフェストシステムですね、これを全産業廃棄物に拡大してこの法案の中にも盛り込む必要があると私は思うんですが、その点はどうか。

○政府委員(合田宏四郎君) 産業廃棄物の不法投棄の問題が非常に深刻化しておりますことは私も承知しております。昨年十二月の産廃審の答申におきまして、具体的な事例に即しながら対応策を考えていくべきであると指摘をされております。また、マニフェストシステムにつきましても、処理業者の処分が適切に行われたことを確認できるような実効ある措置を講ずるべきであるという答

申を受けたところでございます。

ただ、今回の法案との関係につきましては、この法律は、生産、流通、消費の各段階にさかのぼって資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制等に資することを目的として、事業者の努力を最大限に引き出すようにいろいろな措置を講じておるわけでございします。これらの措置によりまして再生資源の利用が促進をされまして、結果として廃棄物の発生量が抑制される、そうなければ結果的には不法投棄も減少するような効果を生み出すのではないかとこのように期待をいたしておるわけでございします。

○市川正一君 そんな「風が吹けばおけ屋がもうかる」みたいな、その結果として期待するということに、僕はやっぱり、例えば廃棄物処理法の方とかかわってくるにしても、通産省としては、大臣が冒頭おっしゃったそういう深刻な事態を打開するために、マニフェストシステムは採用されるべきである、ないしは、その方向を志向すべきだとか、あるいはそれに向かって努力するとか、何か基本的スタンスをはっきりしてほしいんです。そう言ったらそうなるであらうということとを期待するということなら、そんな持って回ったような人ごとの言い方じゃないに、頼みます。

○政府委員(合田宏四郎君) 決して「風が吹けばおけ屋がもうかる」ということではないに、既に日本の場合の再資源化の努力というのは、相当世界的に見て高い水準にあるわけでございしますけれども、それをさらにこの法律でもって、業界にとつてはある程度負担になるようなこともありますが、より最大限の努力を引き出していくということでございます。

それから、産業廃棄物を出す排出事業者につきましては、これは廃棄物処理法の中でマニフェスト制度というのが新しく今回新設されるわけでございしますけれども、それを通じて自分が出した産業廃棄物を末端に至るまで十分目を光らせていくというような措置がされるわけでございします。また、不法投棄の問題につきましては、直接的

には決してあれではございませんが、廃棄物処理法の十六条でさらに不法投棄に關しての規定が今強化されるということでございますので、その両方をにらみながら我々は、上流、下流という言葉は適当ではございませんけれども、ごみの源をたどれば、いずれ副産物でありあるいはそれが利用されない場合には廃棄物となるわけでございしますから、副産物を再生資源として利用できるように方途をできるだけ講じていく、そういうことを通じてごみが減れば不法投棄も減るであらう、こういう論理過程を申し上げたわけでございします。

○市川正一君 そうすると、今度マニフェストシステムが採用されるという適用されていくことについては、結果としてもまた前提としても歓迎するということ認識でよろしいでしょうか。

○政府委員(合田宏四郎君) マニフェスト制度は、産業廃棄物の処理、処分を処理業者に委託をいたします場合に、処理業者による処理、処分が適切に行われたことを確認するわけでございしますもので、先生御指摘の不法投棄の防止には効果があるものと認識いたしております。

○市川正一君 歓迎すると、ええこつちやと。

○政府委員(合田宏四郎君) はい、そうです。ただ、対象とすべき廃棄物の種類の違いとか処理方法がいろいろ……

○市川正一君 そういうややこしいこと言わぬと、歓迎するの反対なのか。

○政府委員(合田宏四郎君) 基本的には歓迎すべきものであると考えておりますけれども……

○市川正一君 ああよろしい。私の時間が進んでいきます。

次に、一般廃棄物のガイドラインの方でちょっと伺いたいんですが、これを見ますと対象品目がえらい少ないんです。基礎素材的なもので申しますと、紙とそれからスチール缶とアルミ缶とそれからガラス瓶とプラスチック、あとは家電とかこうなっていますね。だから五品目になつていふんですね。もう少しこれをふやしてもいいんじゃないかということを感じていますが、問題は、

同時に、使われている資材の減肉とかあるいは減量とか、例えば経済効率だけを追求した使い捨て容器とか使い捨て製品のほんらんが今ありま

欠でございます。こうした対応につきまして法律上の義務づけを課すことはなじまないものと私もは考えておりまして、企業側のモデルチェンジあるいは部品保有の長期化への自発的な努力と相まって、消費者がみずから意識改革を実践していきまして、そういう結果実現されることが望ましいと考えておりまして、行政といたしましては、必要に応じて普及、啓発等を通じてまして、これを支援してまいる所存でございます。

○委員長(名尾良孝君) 時間が超過しております。

古紙の回収率が我が国は非常に高い、再生率も高いということは、先ほどの同僚委員の質問で御答弁がありましたから結構でございます。

さてそこで、昨年あたりから再生紙の利用が非常にふえました。また、再生紙そのものが大変品

○井上計君 次に、アルミ缶の回収でありますけれども、特にアルミは他の再生資源と違って、アルミ缶の場合にはもう省エネルギーという面からしても特に重要なわけですが、現在アルミ缶の回収あるいは再生の状況はどのようになって

おりますか。今後またこれを促進するために何か新しいいろんな施策をお考えかどうか、それをお伺いいたします。

○政府委員(内藤正久君) アルミ缶は、委員御指摘のとおり、省エネルギーの観点からも非常に効果がござります。パーシナルミをつくるのと比べますと、大体エネルギー消費量は三割程度ぐらいいで済むという大変な効果があると思っております。したがって、ぜひ回収を促進したいということでございます。

ただ、その実態は、一九八三年に大体回収率が四〇%のラインに達してから停滞をいたしております。現在、昨年度も四三%弱という水準にとどまっております。ただ、使用量が全体としてふえておりますので量的にはふえておりますが、回収率は横ばい。これを何とかせよ上げていきたいということで、平成六年度末にはこれを六〇%に引き上げたいという目標を立てております。

それで、そのために何をやるかということでございますけれども、関係者は、経済的にも回収をすることの意味があるということもございまして、非常に熱心になっております。かつ、当然のことでございますが、地方公共団体あるいはボランティア団体、消費者団体あるいは流通業者、それから生活協同組合、それらの方々に集まっていたりしまして、連絡会も開催いたしております。

そういうことを前提にいたしまして、広く広報、啓蒙活動をやってぜひ回収に協力しようということが基本でございますけれども、具体的には回収ルートを整備するということが、この一年間で百七十一のルートを整備いたしました。今まで約五百ぐらいのところは回収拠点がございまして、一年間で百七十一ふやしたというのはかなりの意欲のあらわれかと思っております。

それから、表示につきましては、この法律を制定していただきますれば、だれが見てもわかりやすいような表示をして、表示をすれば多くの同一製品のものが集まるということで、再生利用に弾

みがつくものだと思います。

それから、技術開発の面でも、アルミのふたと缶とで成分が違うものでございまして、それを回収するとき、また改めて再利用のときには分けなかならないということをは技術的に克服していくかというふうなことも考えておりますので、いずれにいたしましても、関係者は非常に熱意を持って回収率を上げたいということで努力いたしておりますので、ぜひその方向をさらに強めていきたい。

それで、政府としては税制上、金融上の支援措置もやりたいということで、例えば空き缶回収設備につきましては、特別償却の制度を今年新たに導入していただくということで効果を発揮するものと期待いたしております。

○井上計君 今促進策についていろいろとお話がありました。大変結構だろーと思えますし、またそれによってかなり回収が促進されるなど、こんな感じがいたします。特に、今のお話にあったように、一目でスチール缶かアルミ缶かわかるという表示はぜひ必要だと思ふんですね。なかなか素人ではわかりませんので、だから一緒にしておるといふようなことが多くあるように思いますから、これは大いに期待をしたい、こう思います。

そこで、質問通告しておりますけれども、けさからずっとお伺いしておつてちよつと気がついたんで、これは岡松局長にお伺いしますけれども、指定品目にはありませんけれども、繊維、繊維製品、これは指定品目に入っていないというのは、廃棄物の中にないからですが、どうなんですか。

○政府委員(岡松壯三郎君) 繊維製品につきましても廃棄物として当然出てくるわけでございまして、これを回収してまたより糸の原料にするといったような、打ち直しというちよつと意味が違うかもしれませんが、使うというふうなことがあるわけでございますけれども、実際は回収率が実は悪くなつていて、ぜひ回収率を上げたいという業界の声も聞いたことがございまして、これを法律の対象にするかどうかにつきましては、今後

検討させていただきたいと思ひます。

○井上計君 繊維は、私の知っているところでは、紙だとかあるいはアルミだとかその他のもののようには回収してもなかなか再生できないです。今まで古着として回収したものがせいぜいいろんな工場でウエスなんかに使われる、そういうふうなことで、今古着を買う人もありません。したがって、なかなか回収しても再生の方法が難しい、そういうふうなことで、それからいま一つは各家庭で今はもう着ない服、衣類、あるいはまだ使えるんだけれども、昔と違いますが人にやる、あるいは売ることもできない、もてあましていう衣類が相当あります。これはいろんな人から聞くわけですが、何とかあの衣類をどこかへ上げるところはないでしょうかということを盛んに聞くわけですね。さてといてありますから、最近ごみの中に古い寝具だとか布類あるいは着るものを捨てている人がかなりふえてきましたね。これは焼却以外にないと思ふんです。

そこで、これは大臣、特に考えをいただきましたんですが、何かそういうふうなものを回収して提供を受けてそれを整理して、今例のイラク国境で大変寒さの中で難民が震えていますけれども、あるいは去年ペルーへ行きました、ペルーの高地にいる人は夜になると大変寒いのに毛布だとか着るものがない、こういうふうな話を聞きました。そういう用途上のそういう人たちに送るような方法を何か考えられないでしょうか。これはかなり回収にコストがかかりますけれども、何かそんなこともひとつやっぱり廃棄物を減らすというふうな意味で、これは特にODAなんかの資金でやればできると思ふんですが、これは大臣ぜひひとつお考えをいただきたい。これは提言です。

あと具体的な質問、時間もありませんし、また皆さんお疲れでありますから省略いたしますが、けさからのお話をずっと聞いておつて感じます。と、特にきょうの連合審査の中でも二、三の委員から、ボランティア活動等について表彰制度等々

についていろんな御提言がありました。大変結構であります。ぜひお考えをいただきたいと思ふんです。

そこで、私の思いつきでありますけれども、いろんなサイクル運動に従事しておる方がだんだんだんだんふえてきました。中には、積極的に参加したいという方もあります。それから、小学生あるいは中学生なんかでもかなりふえてきたんです。そこで私は、国がバッジなんかつくつて、リサイクル運動参加のバッジのようなものを、そういうふうなものを配ること、それも方法じやないかな、こう思ふんです。かなりいいものをつくつても、数つければ一十円ぐらゐでできるでしょうから、仮に十円ずつと一千万個つくつておけば一億円ですか、そういうふうなものを一つづつ一つの流行になって、バッジをつけているからぜひそういうふうな運動に参加しよう、そしてリサイクルをやろうというふうな一つの啓蒙運動にもなると思ふんです。

いずれにしても、大変国民生活がぜいたくになりまして、物を大切にしようというふうなことはもうほとんどなくなりました。使い捨てが当たり前、あるいは使える物でも捨てていく、こういうふうな時代でありますから、これを防ぐといつてもなかなかそうはいきませんし、また物を大切にすることを支えた大きな原因でありまして、日本の経済発展を支えた大きな原因でありますから、功罪相半ばするといふふうなことになるわけですが、今さら物を大切にしよう、物を大切にしよう、といったもなかなかそうはいかぬでしょう。したがって、出たごみを有効に使う、有効に再生をするというためにどうするか、回収するためにはどうするかといったことを考えていかざるを得ない、こう思ふんです。そういう意味で、ボランティア活動にもっと皆さんに参加してもらえようという方策をぜひ考えていただきたい。そして、ボランティア活動によって成果を上げてくれた団体、人等についてはいろんな意味での表彰

で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(開店日の繰上げ等の届出)

第四条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る輸入品専門売場の開店日の繰上げをしようとするときは、繰上げ後の輸入品専門売場の開店日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る輸入品専門売場の店舗面積の増加をしようとするときは、輸入品専門売場の店舗面積を増加する日までに、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による届出に準用する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例)

第五条 第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者のその届出に係る輸入品専門売場における小売業の営業については、法第四条、第五条及び第九条の規定は、適用しない。

(改善勧告)

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者のその届出に係る輸入品専門売場が第二条第一項の規定に基づく政令で定める要件に適合しなくなつたと認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期間を定めてその届出に係る店舗をその要件に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第七条 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期間を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(営業の停止)

第八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その大規模小売店舗の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業者が次の各号の一に該当するときは、その小売業者に対し、一年以内の期間を定めてその小売業の営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

一 第三条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

二 第四条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

(氏名等の変更の届出)

第九条 第三条第一項の規定による届出をした者は、第四条第一項又は第二項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第三条第一項各号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更(同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に限る。)については法第十二条第一項の規定による届出をした者については、この限りでない。

(承継)

第十条 法第十三条の規定は、第三条第一項の規定による届出をした者の地位の承継に準用する。この場合において、法第十三条中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項まで」とあるのは、「輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律(以下「特例法」という。)(第三条第一項)と読み替えるものとする。

(種別変更前にされた届出)

第十一条 法第十四条の二の規定は、その種別変更の届出の時までにされた第三条第一項の規定による届出に準用する。この場合において、法第十四条の二第一項中「第五条第一項若しくは

第二項又は第九条第一項から第三項まで」とあるのは「特例法第三条第一項」と、同条第二項中「第六条第一項若しくは第二項、第十二条又は第十三条」とあるのは「特例法第四条第一項若しくは第二項若しくは第九条又は特例法第十条において準用する第十三条」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

(届出の経由)

第十二条 法第十四条の三の規定は、この法律の規定による届出であつて、通商産業大臣にするものに準用する。この場合において、「この法律」とあるのは、「特例法」と読み替えるものとする。

(報告及び立入検査)

第十三条 法第十六条の規定は、第三条第一項の規定による届出に係る輸入品専門売場における小売業の営業に関する報告の徴収及び立入検査に準用する。この場合において、法第十六条第一項中「この法律」とあるのは、「特例法」と読み替えるものとする。

(不服申立ての手續における聴聞)

第十四条 法第十七条の規定は、第七条又は第八条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)に準用する。この場合において、法第十七条第一項中「第八条第一項(第九条第十四条)とあるのは、「特例法第七条又は第八条」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四章 罰則

第十六条 第七条又は第八条の規定による命令に

違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 第四条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条又は第十条において準用する法第十三条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条において準用する法第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十三条において準用する同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法案

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法

第一章 (目的)

第一条 この法律は、消費生活等の変化に即して、かつ、都市環境との調和をとりつつ、特定商業集積の整備を促進することにより、商業の振興及び良好な都市環境の形成を図り、もって国民

経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(施策における配慮)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に基づき、施策の実施に当たっては、小売業において中小小売商業が果たす重要な役割及び特定商業集積の整備が周辺の地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、中小小売商業の振興及び地域の発展に配慮しつつ、これを行うものとする。

(定義)

第三条 この法律において「特定商業集積」とは、相当数の小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための多様な施設とが一体的に設置される施設であつて、相当規模のものであることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

2 この法律において「商業基盤施設」とは、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設及び相当数の小売業の業務を行う者が利用するための施設(小売業の業務を行う者の共用に供される施設を含む。以下「共同利用施設」という。)をいう。

3 この法律において「商業施設」とは、小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設であつて、共同利用施設以外のものをいう。

(特定商業集積整備基本指針)

第四条 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、特定商業集積の整備に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本構想の指針となるべきものを定めるものとする。

一 特定商業集積の整備に関する基本的な事項
二 特定商業集積を構成する商業基盤施設及び商業施設に関する事項
三 特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項

四 その他特定商業集積の整備に関する重要事項

3 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

4 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定商業集積整備基本指針)
第五条 市町村は、基本指針に基づき、特定商業集積の整備に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村における特定商業集積に係る商業の振興に関する基本的な方針
二 特定商業集積の整備の目標
三 特定商業集積の位置、規模及び機能に関する基本的な事項
四 特定商業集積を構成する商業基盤施設及び商業施設の運営に関する基本的な事項
五 前号の施設の設置の事業を行う者に関する事項

六 特定商業集積と一体的に整備される公共施設に関する基本的な事項
七 市町村が行う特定商業集積の円滑な整備を図るための措置その他の特定商業集積の整備に關し必要な措置に関する事項

3 基本構想は、都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即したものでなければならない。

4 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、第二項第一号から第五号までに掲げる事項

について、当該市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会の意見を聴かなければならない。

5 基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に関する計画について次に掲げる認定を受けようとする者が存する場合にあつては、市町村は、基本構想を作成しようとするときは、第二項第二号から第五号までに掲げる事項について、当該認定を受けようとする者の意見を聴くものとする。

一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一十号)第四条第一項から第三項まで及び第六項の認定
二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)以下「特定施設整備法」という。第二條第一項第十三号に掲げる特定施設に係る同法第四条第一項の認定

6 都道府県知事は、基本構想が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が基本指針に適合するものであること。
二 第二項第三号に掲げる事項が、周辺の地域の土地利用の動向等からみて、顧客その他の地域住民の利便及び都市機能の増進を図る上で適切なものであること。

三 基本構想を達成するための措置が当該市町村の財政の健全性の確保にとって適切なものであること。
四 その他基本指針に照らして適切なものであること。

7 都道府県知事は、前項の規定による承認を行ったときは、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣に対して、速やかに、その旨を通知しなければならない。

8 市町村は、基本構想が第六項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 国及び都道府県は、市町村に対し、基本構想の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(基本構想の変更)
第六条 市町村は、前条第六項の規定による承認を受けた基本構想の変更(通商産業省令、建設省令、自治省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。

(中小小売商業振興法等に係る認定の申請)
第七条 第五条第六項の規定による承認を受けた基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に関する計画について第五條第五項各号に掲げる認定を申請する場合に

は、当該計画は、承認基本構想に従った内容のものでなければならない。

(中小企業信用保険法の特例)
第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証(同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証で、中小小売商業振興法第四条第六項の特定会社又は同法第五条の四の公益法人が同法第四条第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づき承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業に必要な資金(以下「特定商業集積整備事業資金」という。)に係るものをいう。以下同じ。)を受けた者に係るものについては、中小企業信用保険法第三条第一項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同法第三条第一項中「一億二千万円」とあるのは「二億四千万円(特定商業集積

の整備の促進に関する特別措置法第八條第一項に規定する特定商業集積整備事業資金（以下単に「特定商業集積整備事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億二千万円」と、同法第三條の二第一項及び第三項中「千五百万円」とあるのは「三千万円（特定商業集積整備事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、千五百万円）」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、特定商業集積整備関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）

第九條 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、特定施設整備法第四十條第一項に規定する業務のほか、特定商業集積の整備を促進するため、次の業務を行う。

一 承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業を行う者（その施設の全部又は一部が特定施設整備法第二條第一項第十三号に掲げる特定施設である施設を設置する事業を行う者であつて、当該特定施設を設置する事業に関する計画について特定施設整備法第四條第一項の認定を受けたものに限る。）に対し、当該施設を設置する事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 展示会の開催その他の顧客の増加に寄与する事業を支援する事業及び研修その他の小売業の業務を行う者の経営の効率化に寄与する事業であつて、特定商業集積における小売業の振興に資するものに必要な資金の出資を行うこと。

三 特定商業集積に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

第十條 政府は、基金が前条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるためその資本金を増加するときは、予算の範囲内において、基金に出資することができる。

（特別勘定）

第十一條 基金は、第九條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特別勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 基金は、第九條第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるため、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けて、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）第十八條第一項に規定する特別勘定以外の一般の勘定（次項において「一般勘定」という。）の資金の一部を特別勘定に繰り入れることができる。

5 基金は、第九條第一号に掲げる業務に支障が

ない範囲内で、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けて、前項の規定により繰り入れられた金額を限度として特別勘定の資金の一部を一般勘定に繰り入れることができる。

（特定商業集積信用資金）

第十二條 基金は、第九條第一号に掲げる業務に關して、特定商業集積信用資金を設け、次の各号に掲げる金額の合計額をもつてこれに充てなければならない。

一 第十條の規定により政府から出資された金額

二 第九條第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府以外の者から出資された金額

三 基金が負担する第九條第一号に掲げる業務に係る保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされた金額

2 特定商業集積信用資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益の額は損失の額により増加し又は減少するものとする。

（特定施設整備法の特例等）

第十三條 第九條の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第十九條中「日本開発銀行」とあるのは「政府及び日本開発銀行」と、特定施設整備法第四十條第二項中「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額」とあるのは「同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（以下「特定商業集積整備法」という。）第十二條第一項第一号及び第二号に掲げる金額を除く。）」と、「出えんされた金額」とあるのは「出えんされた金額（特定商業集積整備法第十二條第一項第三号に掲げる金額を除く。）」と、「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び特定商業集積整備法第十一條第四項の規定による同条第一項に規定する特別勘定（以下「特別勘定」という。）への繰入れ」と、特定施設整備法第四十一條第

一 項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第四十六條中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、特定施設整備法第五十一條中「この法律」とあるのは「この法律及び特定商業集積整備法」と、特定施設整備法第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定商業集積整備法」と、特定施設整備法第五十四條第三項中「出資者」とあるのは「政府以外の出資者」と、特定施設整備法第五十五條第一項中「これを各出資者に対し」とあるのは「政令で定めるところにより、当該残余財産のうち、特別勘定に属する額に相当する額を特別勘定に係る各出資者に、特別勘定以外の一般の勘定に属する額に相当する額を当該勘定に係る各出資者に対し」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十條第一項」とあるのは「第四十條第一項及び特定商業集積整備法第九條」とし、産業構造転換円滑化臨時措置法第二十條第一項中「第十六條第三号及び第五号に掲げる業務」とあるのは「第十六條第三号及び第五号に掲げる業務」とする。

（課税の特例）

第十四條 第九條第一号に規定する者が新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備であつて、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する商業施設に含まれるものについては、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却をすることができる。

（地方税の不均一課税に伴う措置）

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する商業基盤施設（共同利用施設を除く。）のうち自治省令で定めるものを設置した者について、当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該商業基盤施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当すると認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収分にあつては、これらの措置がなされた最初の三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保）
第十六条 国及び地方公共団体は、承認基本構想に基づき行う特定商業集積の整備に必要な資金の確保に努めなければならない。
（公共施設の整備）
第十七条 国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するために必要な公共施設の整備の促進に配慮するものとする。
（国等の援助）
第十八条 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に係る特定商業集積を構成する施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（地方債についての配慮）
第十九条 地方公共団体が承認基本構想を達成するために、事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行の日が次の各号に定める日以前となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第五條第五項（第一号に係る部分に限る。）、第七條（第五條第五項第一号に掲げる認定に係る部分に限る。）、及び第八條の規定、中小小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第五号）の施行の日
二 第五條第五項（第二号に係る部分に限る。）、第七條（第五條第五項第二号に掲げる認定に係る部分に限る。）、及び第九條から第十四條まで並びに次条から附則第六條までの規定、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第五号）の施行の日
（基金の持分の払戻しの禁止の特例）
第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。
2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。
（罰則に関する経過措置）
第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前

にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正）
第四条 産業構造転換円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第九條第五項中「の規定及び新規事業法第六條を」と、「新規事業法第六條及び特定商業集積整備法第九條に」と、及び特定新規事業実施円滑化臨時措置法（以下「新規事業法」という。）第六條第二号に掲げる業務及び特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（以下「特定商業集積整備法」という。）第九條第二号に、「及び新規事業法第六條第二号を」と、新規事業法第六條第二号に掲げる業務及び特定商業集積整備法第九條第二号に、「附則第九條第三項を」と、附則第九條第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「の規定及び新規事業法第六條を」と、「新規事業法第六條及び特定商業集積整備法第九條に」と改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「の規定及び新規事業法第六條を」と、「新規事業法第六條及び特定商業集積整備法第九條に」と、及び新規事業法第六條第二号を、「新規事業法第六條第二号に掲げる業務及び特定商業集積整備法第九條第二号に」と改め、同項を同条第二項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 基金は、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第五号）以下「特定商業集積整備法」という。）の施行前に政府が第十七條の規定により出資した額に相当する金額の一部を特定商業集積整備法第九條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てることができる。

（地方税法の一部改正）
第五条 地方税法の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第五号）第九條第一号に掲げる者で政令で定めるものが同法第七條に規定する承認基本構想に係る同法第三條第一項に規定する特定商業集積で政令で定めるものを構成する同条第三項に規定する商業施設で政令で定めるものの用に供する土地
附則第三十二條の三の二第三項を第十四項とし、第十二條の次に次の一項を加える。
13 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第七條に規定する承認基本構想に係る同法第三條第一項に規定する特定商業集積で政令で定めるものを構成する同条第三項に規定する商業施設のうち政令で定めるものに係る事業所用家屋の新築又は増築で同法第九條第一号に掲げる者で政令で定めるものが建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一條の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一條の四十一第八項の規定を準用する。
（印紙税法の一部改正）
第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「の業務並びに」を「の業務」に改め、「（産業基盤整備基金の行う特定商業集積促進業務）の業務」の下に「並びに特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第五号）第九條第一号（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務」を加える。
（通商産業省設置法の一部改正）

第七條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第 号）の施行に関すること。

（建設省設置法の一部改正）

第八條 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第十一号中「及び市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）」を、「市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）及び特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第 号）」に改める。

（自治省設置法の一部改正）

第九條 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第 号）の施行に関する事務を行うこと。

第五條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法に基づき、基本指針を定めること。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の十部を改正する法律

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「以下この号において」を「デザインを含む。以下この号において」に改める。

第一條第一項に次の二号を加える。

十三 小売業の高度化を図るための相当規模の施設であつて、相当数の小売業の業務を行う者の店舗と一体的に設置されるもので、かつ、次の施設が併せて設置されるもの

イ 顧客の利便の増進を図るための施設であつて、多様な機能を有するもの
ロ 地域住民の生活の向上を図るための施設であつて、展示施設、会議場施設その他の共同利用施設を備えたもの
ハ 小売業の業務の円滑な実施を図るための施設であつて、相当数の小売業の業務を行う者に利用させるためのもの

十四 食品（花きを含む。以下この号において同じ。）の生産及び流通の円滑化並びに消費の改善を図るための相当規模の施設であつて、卸売市場（付設集卸売場を含む。）の区域内に設置されるもの又は相当数の食品の小売業務を行う者の店舗が集積する施設と一体的に設置されるもので、かつ、次の施設が併せて設置されるもの

イ 食品の生産者、食品の卸売業又は小売業の業務を行う者、一般消費者等の相互の交流を図るための展示施設、会議場施設その他の共同利用施設
ロ 相当数の食品の小売業の業務を行う者の業務の円滑な実施を図るための共同利用施設であつて、主として中小企業者に利用させるためのもの

第三條第三項中「第七号から第十二号まで」を「第七号から第十四号まで」に改める。

第四條第三項第五号中「及び第九号」を、「第九号、第十三号及び第十四号」に改める。

第四十五條の見出しを「（財務諸表等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

第五十九條第一号イ中「及び第三号」を、「第三

号及び第十三号」に改め、同条第七号イ中「第二條第一項第九号」の下に「及び第十四号」を加える。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第二條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八條第二項中「同項第四号」を「同項第一号に掲げる特定施設にあつては政令で定めるもの、同項第四号」に改める。

中小小売商業振興法の一部を改正する法律案
中小小売商業振興法の一部を改正する法律案
中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「店舗の共同化」を「店舗の集団化、共同店舗等の整備」に改める。

第二條中「次の各号」を「前項第二号から第五号まで」に改め、同条各号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合等」という。）

第四條第一項中「事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会」を「商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に、「店舗共同化計画」を「共同店舗等整備計画」に改め、「同項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「会社の行なう」を「店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に、共同店舗等の設置の事業に係る認定をしようとするときは、当該商店街整備等支援計画に係る共同店舗において行われる小売業に属する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「店舗共同化計画又は連鎖化事業計画」を「店舗集約化計画、共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画」に改め、同項第一号中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第二項各号」を「第三項若しくは第四項各号」に、「前項を」を「二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「を販売し」の下に「又は販売をあつせんし」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 中小企業者が出資している会社であつて政令

で定める要件に該当するもの（以下「特定会社」という。）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

第四条第二項中「同号に定める事業について」の下に「第四号に掲げる会社は同号に定める事業について」を加え、「店舗共同化計画」を「共同店舗等整備計画」に改め、同項第一号中「共同店舗の下に」又は休憩所、集会場その他の共同店舗と併設される施設若しくは共同店舗の設備（以下この項及び第八項において「共同店舗等」という。）を加え、同項第二号中「店舗」の下に「又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備（次号において「店舗等」という。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 他の中小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業

イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業

ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業

第四条第二項に次の一号を加える。
四 二以上の中小小売商業者が資本の額又は出

資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業
第四条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一号に掲げる組合等は同号に定める事業について、第二号に掲げる組合等又は中小小売商業者は当該出資をしようとする他の組合等又は中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事業について、それぞれ電子計算機利用経営管理計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一 組合等 電子計算機を利用して、中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

二 他の組合等又は中小小売商業者とともに資本の額又は出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする組合等又は中小小売商業者 電子計算機を利用して、当該会社に出資しようとする組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所屬員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中小小売商業者が資本の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 電子計算機を利用して、当該会社に出資している組合等の中小小売商業者である組合員若しくは所屬員又は中小小売商業者の経営管理を合理化する事業の用に供する施設又は設備の設置の事業

第四条第一項の次に次の一項を加える。
2 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会（第六条第一号において「事業協同組合等」という。）は、主として中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るた

め、店舗を一の団地に集団して設置する事業（当該事業に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業を含む。）について、店舗集団化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗集団化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。
第五条中「第三項」を「第六項」に改め、同条の次に次の三項を加える。

（中小企業近代化資金等助成法の特例）
第五条の二 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定計画に基づき設置される設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
（中小企業信用保険法の特例）
第五条の三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する

普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中小小売商業者連帯保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、第四条第一項から第五項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業（同条第五項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に関連するものを含む。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小小売商業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、中小小売商業者連帯保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、第四条第一項から第五項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業（同条第五項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業と密接に関連するものを含む。）の実施に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小小売商業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
第三条の二第二項、第三条の三第二項	当該債務者	中小小売商業者連帯保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の二第二項、第三条の三第二項	当該保証をした	中小小売商業者連帯保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の二第二項、第三条の三第二項	当該債務者	中小小売商業者連帯保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、中小小売商業者連帯保証に係るものについての中小小売商業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小小売商業者連帯保証に係るものについての保険料の額は、中小小売商業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
第五条の四 第四条第六項の規定による認定を受

けた公益法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。）であつて、当該認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三條第一項又は第三條の第二項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二條第一項の中小企業者としてみなして、同法第三條、第三條の二及び第四條から第八條までの規定を適用する。この場合において、同法第三條第一項及び第三條の第二項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小小売商業振興法第四條第六項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第六條第一号中「認定を受けた」の次に「商店街振興組合等若しくは同法第二項の規定による認定を受けた」を加え、「第二條各号」を「第二條第一項第二号から第五号まで」に改め、同法第二号中「第四條第二項」を「第四條第三項」に、「同項第三号」を「同項第三号イ」に改め、同法第三号中「第四條第三項」を「第四條第四項」に、「受けた者」を「受けた組合等」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第四條第五項の規定による認定を受けた者

五 第四條第六項の規定による認定に係る同項に規定する特定会社又は同項の規定による認定を受けた公益法人

第十一條中「当該連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）を「加盟者」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第十三條第一項中「第六條第一号又は第二号に掲げる者」を「第四條第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者」に、「認定計画に基づく高度化事業」を「当該事業」に改め、同法第二項中「第六條第三号に掲げる者」を「第四條第四項又は第五項の規定による認定を受けた高度化

事業計画に基づく高度化事業を実施する者」に、「認定計画に基づく高度化事業」を「当該事業」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第四條第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に関する事項については、通商産業大臣及び同項各号に定める事業により経営管理を合理化する中小小売商業者が販売する主たる商品の流通を所管する大臣

二 第四條第五項に規定する連鎖化事業計画に関する事項及び特定連鎖化事業に関する事項については、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣

第十五條中「第四條第五項」を「第四條第八項」に改める。

第十六條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正前の中小小売商業振興法（以下「旧法」という。）第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に関する計画の変更の認定及び取消し並びに旧法第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づく事業を実施する者に対する報告の徴収については、なお従前の例による。

2 旧法第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づき設置される設備に係る貸付金については、なお従前の例による。

3 旧法第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた計画に基づく事業（旧法第四條

第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく事業と密接に関連するものを含む。）の実施に必要な資金に係る債務の保証についての中小企業信用保険法の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定中「三万円」とあるのは、「十万円」とする。

（地方税法の一部改正）

第三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第一号中「租税特別措置法第十一條第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第六項まで」に、「同法第四項」を「同法第七項」に改める。

第七百一十條の三十四第三項第二十三号中「租税特別措置法第十一條第一項の表の第六号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第七号に掲げる法人」を「商店街振興組合その他の政令で定める者」に、「から第三項まで」を「から第五項まで」に、「同法第四項」を「同法第七項」に改め、同法第五項中「中小小売商業振興法第二條」を「中小小売商業振興法第二條第二項」に、「第四條第四項」を「第四條第七項」に、「第四條第四項第一号」を「第四條第七項第一号」に改め、同法第八項第二号中「中小小売商業振興法第二條」を「中小小売商業振興法第二條第二項」に、「第四條第四項」を「第四條第七項」に改める。

附則第三十二條の三第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同法第十三項とし、

同法第十一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同法第十二項とし、同法第十項の次に次の一項を加える。

11 指定都市等は、事業所用家屋で中小小売商業振興法第四條第六項の規定による認定を受けた同項の商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち公衆の利便を図るためのものとして政令で定めるものに係るものの新築又は増築で同項に規定する特定会社又は公益法人で政令で定める者（次条第七項及び第十五項において「特定会社等」という。）が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一十條の三十二第二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一十條の三十四第四項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第十四項を第十六項とし、第十三項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 事業所用家屋で前条第十一項に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち共同店舗その他中小小売商業振興法第二條第二項に規定する中小小売商業者その他の政令で定める者の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で特定会社等が建築主であるものに對して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一十條の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一十條の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第二十二項中「第八項

に「を」第九項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項を」第八項に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を第九項とし、同条第七項中「第九項を」第十項に改め、同条第六項中「第十項を」第十一項に改め、同条第五項中「第十一項を」第十二項に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前条第十一項に規定する施設に係る事業所等において特定会社等が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第五百八十六條第二項第十一号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十三号に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の二」を「第十四条」に、「第十四条の三」を「第十四条の一」に改める。

第二条第二項中「第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗」を「次条第二項又は第三項の公示に係る建物」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第三条第一項中「五百平方メートルを」を「千五百平方メートルを」に改め、「その建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートル（都の特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル。以下「種別境界面積」という。）以上である場合に於ては通商産業大臣に、その他の場合に於ては」を削り、「この条及び次条を」を「この章」に改め、同条第二項中「通商産業大臣又は」を削り、同条第三項中「通商産業大臣又は及び」を削り、同項の規定による届出の場合の区分に応じ、同条第四項中「五百平方メートル」を「千五百平方メートル」に、前項又は次条第五項の表示（以下「店舗の表示」という。）を「又は前項の表示」に改め、「その建物につき第二項若しくは前項又は次条第三項の公示（以下「調整の公示」という。）をした通商産業大臣又は」を削り、同条第五項中「通商産業大臣又は」を削り、「調整の公示」を「第二項又は第三項の公示以下「調整の公示」という。」に改め、同条第六項中「通商産業大臣又は」を削り、「五百平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗について」を「大規模小売店舗について」に、「調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同条第七項中「第二項又は第三項」を「調整」に、「五百平方メートル」を「千五百平方メートル」に改める。

第四条中「第三項第二項又は第三項」を「調整」に改める。

第五条第一項中「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において」を「大規模小売店舗において」に、「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」とを「大規模小売店舗」とに、「当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事（以下単に「通商産業大臣又は都道府県知事」という。）を」を「都道府県知事」に改め、同条第二項中「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同条第三項中「第三項第二項又は第三項」を「調整」に、「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、「通商産業大臣又は」を削る。

第六条第一項及び第二項中「通商産業大臣又は」を削る。

第七条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、「政令で定める審議会の意見又は及び（都道府県大規模小売店舗審議会を置かない都道府県の都道府県知事にあつては、その届出に係る第二種大規模小売店舗の所在地がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたもの（以下「申出者の意見」という。）を」を「次条第一項において同じ。」を削り、同条第二項中「前項の政令で定める審議会又は」を削り、「同項」を「前項」に、「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同条第三項中「大規模小売店舗における小売業の事業活動がその区域内の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められる市町村の長の意見、その大規模小売店舗」に、「申出者」を「消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたもの」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「通商産業大臣又は」を削り、「第一

種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「通商産業大臣又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村長は、前項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、地域小売商業審議会の意見を聴かなければならない。

第八条第一項中「通商産業大臣又は及び」を削り、同項の政令で定める審議会の意見又はを削り、同条第二項中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第一項の政令で定める審議会又はを削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第九条第一項から第三項までの規定中「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、「通商産業大臣又は」を削り、同条第四項中「第七項第一項及び第二項」を「第七項第一項から第三項まで」に改める。

第十条第一項中「通商産業大臣又は及び」を削り、「調整の公示に係る」を削り、「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同条第二項中「通商産業大臣又は」を削る。

第十一条中「通商産業大臣又は」を削り、「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定商業集積整備基本計画の達成についての配慮）
第十一条の二 都道府県知事は、第七條第一項（第九條第四項において準用する場合を含む。）第八條第一項（第九條第四項において準用する場合を含む。）又は第十條第一項に規定する措置の運用に当たっては、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第 号）第七條に規定する承認基本計画の達成に資するよう配慮しなければならない。

第十二条及び第十三条第二項中「通商産業大臣又は」を削る。

第十四条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、同条第二項中「通商産業大臣又は」及び「同項の規定による届出の場合の区分に応じ」を削る。

第十四条の二を削る。

第十四条の三中「であつて、通商産業大臣にするもの」を削り、「第一種大規模小売店舗の所在地を管轄する都道府県知事」を「大規模小売店舗が所在する市町村の長」に改め、第三章中同条を第十四条の二とする。

第十五条の見出し中「市町村長及び」を削り、同条中「開店日等の届出（当該都道府県知事を経由して通商産業大臣にされるものを含む。）」を「第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出」に、「が所在する市町村の長及びその所在地」を「所在地」に改める。

第十五条の二を削り、第十五条の三を第十五条の二とする。

第十五条の四第一項中「第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改め、「条列で」を削り、「設置することができる」を「置く」に改め、同条を第十五条の三とする。

第十六条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「第一種大規模小売店舗若しくは第二種大規模小売店舗」を「大規模小売店舗」に改める。

第十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「同条第一項中「又は異議申立て」、又は決定」及び「又は異議申立人」を削り、同条第三項中「又は異議申立人」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際この法律による改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第二項に規定する大規模小売店舗であつて、その建物内の店舗面積の合計が千五百平方メートル以下であるもの（以下「旧大規模小売店舗」という。）につき旧法の規定により調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事は、通商産業省令で定めるところにより、その調整の公示がその効力を失う旨の公示をしなければならぬ。

2 この法律の施行の際旧大規模小売店舗を設置している者は、当該旧大規模小売店舗に掲げられた旧法の規定による店舗の表示を除去しなければならぬ。

第三条 この法律の施行の際旧法第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗であるもの（旧大規模小売店舗であるものを除く。）の所在地を管轄する都道府県知事は、当該大規模小売店舗につきこの法律による改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「新法」という。）第三条第二項の規定の例により公示をしななければならない。

2 前項の公示があつたときは、その公示がされた日に、当該大規模小売店舗につきその公示前にされた旧法の規定による調整の公示は、その効力を失う。

第四条 この法律の施行の際旧法第二条第二項に規定する大規模小売店舗であるもの（旧大規模小売店舗であるものを除く。）に掲げられている旧法の規定による店舗の表示は、新法第三条第一項の規定による表示とみなす。

第五条 施行日前にされた附則第三条第一項に規定する大規模小売店舗における小売業に係る旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出に関する小売業の事業活動の調整については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(割賦販売法の一部改正)

第八条 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗」を「第二条第二項に規定する大規模小売店舗」に改める。

平成三年五月九日印刷

平成三年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局